

目 次

令和4年3月16日（金曜日）

議事日程（第3号）

議会運営委員会委員長	7 5
開議（午前9時30分）	7 5
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	7 6
（総務建設常任委員会）	7 6
（教育民生常任委員会）	7 9
委員長報告に対する質疑	8 1
（総務建設常任委員会）	8 1
（教育民生常任委員会）	8 2
一般質問	8 2
6 番（三木俊明君）	8 2
休憩（午前10時37分）	9 3
再開（午前10時45分）	9 3
7 番（濱野良一君）	9 3
4 番（鈴木美香君）	1 0 3
3 番（大野一行君）	1 1 3
休憩（午後0時20分）	1 2 2
再開（午後1時20分）	1 2 3
1 番（小川務君）	1 2 3
8 番（福本耕太君）	1 2 5
休憩（午後2時10分）	1 3 8
再開（午後2時15分）	1 3 9
討論、採決（議案第9号～議案第31号）	1 3 9
提案理由の説明	1 5 5
（議案第32号、同意第3号～同意第4号）	
提案理由に対する質疑	1 5 6
（議案第32号、同意第3号～同意第4号）	
討論、採決	1 5 7
（議案第32号、同意第3号～同意第4号）	
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	1 5 8
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	1 5 9

討論、採決（発議第 1 号）	1 6 0
閉会中の継続調査申出	1 6 0
閉会（午後 3 時 0 0 分）	1 6 0

令和4年3月16日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小 川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（山本詳司）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和4年3月土庄町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月16日(水曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第18号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第19号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例
- 第 5 議案第20号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第21号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第22号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第23号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第 9 議案第24号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第25号 土庄町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第26号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第27号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第28号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 第15 議案第30号 字の区域の変更について
- 第16 議案第31号 財産の処分について
- 第17 議案第9号 令和4年度土庄町一般会計予算
- 第18 議案第10号 令和4年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第19 議案第11号 令和4年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第20 議案第12号 令和4年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第21 議案第13号 令和4年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第22 議案第14号 令和4年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第23 議案第15号 令和4年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第24 議案第16号 令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第25 議案第17号 令和4年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 第 2 6 議案第 3 2 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 7 同意第 3 号 土庄町教育委員会教育長の任命について
- 第 2 8 同意第 4 号 土庄町監査委員の選任について
- 第 2 9 発議第 1 号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議
- 第 3 0 閉会中の継続調査申出について

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

なお、本議場は換気システムが作動しておりますが、約 1 時間を目途に休憩を取ることにいたします。ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席の皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

開議に先立ちまして、本日 8 時 45 分より、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

本委員会は、本日、8 時 45 分から委員会室におきまして議会運営等につきまして審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より、議案第 32 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 8 号）、同意第 3 号 土庄町教育委員会教育長の任命について、同意第 4 号 土庄町監査委員の選任についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

また、議員提案として発議第 1 号「ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議」が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 3 号のとおりであります。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（高橋正博君）

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

令和 4 年 3 月 4 日に、令和 4 年度当初予算、条例関係等の議案が当委員会に付託されました。これらについて、3 月 9 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに、要点を報告させていただきます。

まず、税務課より、議案第 9 号の税務課所管部分の予算は 1 億 3443 万 3 千円で、前年度に比べ 918 万 7 千円、7.3%の増であります。

主な要因としては、3 年に一度の評価替えに向けた、宅地鑑定評価業務委託料などの増によるものです。

また、歳入の町税については、これまでの収入実績を勘案しながら、前年度と比較して、固定資産税では地価の下落傾向を踏まえつつ、土地については約 1112 万円、個人町民税では約 346 万円、入湯税では直近の減少を参考に約 558 万円の減収を見込み、町税全体では約 955 万円の減 14 億 3736 万 6 千円の収入見込みとしている。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響によって見直しを必要とする可能性がある、との説明がありました。

続いて出納室より、議案第 9 号の出納室所管部分の予算は 2086 万円で、前年度に比べ 839 万 4 千円、28.7%の減であります。

主な要因は、税務課への債権管理業務の移管によるものです。

また歳入は、町預金利子、収入印紙等の売捌手数料について、実績などにより計上している、との説明がありました。

続いて総務課より、議案第 9 号の総務課所管部分の予算は 10 億 7732 万 5 千円で、前年度に比べ 15 億 2936 万円、58.7%の減であります。

減額の要因としては、土庄町庁舎建設工事および土庄高校 3 号館校舎改修事業の皆減などによるものでございます。

令和 4 年度の主な事業として、L GWAN（エルジーワン）の無線化や行政

手続きのオンライン化、旧土庄高校跡地整備事業、参議院議員選挙・県知事選挙等に係る経費が、計上されております。

委員から、システム委託や改修に関する、今後の方向性について質問があり、国や県の動きに合わせて、役場のシステムも改修していく。また、請負業者が固定化される問題を解消するため、デジタル庁が推進している、業務システムの標準化を進めることで、将来的には競争性のあるものになる予定である、との説明がありました。

次に、条例議案について説明があり、議案第 18 号 個人情報保護条例の一部を改正する条例は、法律の廃止に伴い、改正するもの、議案第 19 号 多目的交流施設の設置および管理に関する条例は、旧土庄高校 3 号館の供用開始に伴い、定めるものである、との説明がありました。

また、議案第 20 号は、職員の週休日の振替を、半日ずつに割り振りができるようにするための改正、議案第 21 号は、会計年度任用職員の育児休業の、取得要件の緩和等を行う改正、議案第 22 号は、介護業務従事職員の特殊勤務手当の額の引き上げに伴う改正である、との説明がございました。

続いて企画財政課より、議案第 9 号企画課所管部分の予算は 20 億 2056 万 6 千円で、前年度に比べ 10 億 5292 万 4 千円、108.8%の増であります。

増額の要因としては、ふるさと納税推進事業の増、総務課から所管替えとなった、長期債償還金等によるものでございます。

また、事業としては第 7 次土庄町総合計画の策定、第 13 回全国離島交流中学生野球大会への参加、移住定住の促進、域学連携事業の推進を予定しているとの説明がありました。

委員から、第 7 次土庄町総合計画の策定について質問があり、振興計画審議会を設置し、将来を担う若者などをはじめとする、さまざまな世代・ジャンルの方々の参画を考えている、との説明がありました。

続いて、議会事務局・監査委員事務局より、議案第 9 号の所管部分の予算は、8181 万 9 千円で、前年度に比べ 722 万 4 千円、8.1%の減であります。

主な要因は、人事院勧告による議員期末手当の減や、議会タブレットの本体購入が完了し、初期費用等が減額となったためでございます。

また、令和 4 年度は、議会の録画配信を予定しており、編集に必要なソフトの購入費が計上されました。

続いて建設課より、議案第 9 号の建設課所管部分の予算は 12 億 5540 万 1 千円で、前年度に比べ 4617 万 2 千円、3.8%の増であります。

増加の主な要因は、大谷ポンプ場管路整備の工事着手によるものでございます。

主な事業として、沖之島離島架橋工事、赤崎地区急傾斜工事、大谷ポンプ場

管路工事、宮ノ下ポンプ場改築工事、大木戸住宅の駐車場整備工事を予定している、との説明がありました。

次に、議案第 11 号 令和 4 年度港湾整備事業特別会計は 3466 万円で、前年度より 780 万 7 千円、18.4%の減となっております。

議案第 12 号 令和 4 年度宅地造成事業特別会計は 4573 万 3 千円で前年度より 3386 万 1 千円、42.5%の減であります。

次に、条例議案等について説明があり、議案第 26 号は、町営住宅入所要件を、民法の成年年齢改正に対応するための改正ならびに優先入居の根拠事項等の改正、議案第 27 号は新たに整備した港湾施設の使用料を定めるための改正とのことです。

また、議案第 29 号と第 30 号は、伊喜末新開西地区に埋め立てをし、新たに生じた土地の確認と、それに伴う字の区域変更を定めるもの、議案第 31 号については、王子前分譲地の売却に伴い、財産を処分しようとするもの、との説明がありました。

委員から民間危険ブロック塀等撤去支援事業について、点検等により危険箇所を把握し、通学路になっている箇所を優先して対応するよう意見がありました。

続いて、商工観光課より、議案第 9 号の商工観光課所管部分の予算は 2 億 9797 万 4 千円で、前年度より 1402 万 3 千円、4.9%の増であります。

増額の主な要因は、瀬戸内国際芸術祭 2022 開幕による、事業費の増によるものでございます。

令和 4 年度も引き続き、アニメ「からかい上手の高木さん」を活用した、まちづくりに関する施策を行うほか、アウトドアメーカーと連携した事業を予定している、との説明がありました。

委員からは、観光団体への負担金および補助金の増額理由について質問があり、観光客の流動調査・実態調査やワーケーションの推進など新規事業等を予定しているためであると説明がありました。

また、一般財団法人小豆島北部みらいの展望について質問があり、現構成員の意見を聞き、今後の方向性を協議していきたいとの回答がありました。

続いて、農林水産課より、議案第 9 号の農林水産課所管部分の予算は 3 億 60 万 8 千円で、前年度に比べ 1314 万 8 千円、4.2%の減であります。

主な要因としては、見目漁港の改良工事費の減によるものでございます。

令和 4 年度の主な事業としては、耕作放棄地の再生・利用する取り組みを行う、荒廃農地等の利用活用促進事業において、認定農業者等以外にも補助を受けられるよう、町単独の新規事業として、荒廃地を利活用したい方に条件付きで補助をするとのことでございます。

次に、議案第 13 号 令和 4 年度大鐔財産区事業特別会計は 421 万 2 千円、前年度に比べ 29 万 5 千円、7.5%の増であります。主な要因としては、森林国営保険料の増額によるものでございます。

次に、議案第 14 号 令和 4 年度農業集落排水事業特別会計は 1886 万 1 千円で、前年度より 415 万 3 千円、18.0%の減であります。主な要因としては、施設修繕費の減、建設時の償還金の減によるものでございます。

次に、議案第 25 号 土庄町農業集落排水施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例については、土庄町農業集落排水施設の使用料を改定するため、条例の一部を改正するものとのことでございます。

委員から、有害鳥獣の捕獲頭数が減少している要因を検証すべきとの意見があり、専門家から 1、2 年の推移では判断ができないと聞いており、様子を見ていきたいと回答がございました。

以上、各課からの報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 9 号 令和 4 年度一般会計予算の農林水産課所管部分について、反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により、本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会からの報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託された、令和 4 年度当初予算および条例関係議案について、3 月 10 日に委員会を開催し、審査しましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より、議案第 9 号の教育総務課所管部分の予算は、9 億 7835 万 5 千円、前年度に比べ 1 億 2759 万円、11.5%の減であります。

減額の主な要因は、四海こども園の新園舎建設完了に伴うものとのことです。

そのほか、こどもさくら公園の維持管理費、四海こども園の旧園舎解体工事や遊具等移設工事、中央学校給食センターの厨房機器更新工事の計画について説明がありました。

委員から、四海こども園の遊具等移設工事費が旧園舎解体工事費よりも高額な理由について質問があり、遊具等移設工事には、園庭整備、フェンス等周辺整備、駐車場整備も含んでいるためであるとの回答がありました。

また、議案第 23 号 土庄町教育・保育基金の設置、管理および処分に関する条例を廃止する条例は、四海こども園建設に同基金を全額使用したため、同基

金を終了し、本条例を廃止するものである。

議案第 24 号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例は、四海こども園の新設・開園に伴い、住所番地を改正するものであると説明がありました。

続いて生涯学習課より、議案第 9 号の生涯学習課所管予算は 2 億 8963 万 8 千円で、前年度に比べ 325 万 7 千円、1.1%の減となっております。

減額の主な要因は、東京オリンピック聖火リレー実施事業、ホストタウン交流事業の皆減などによるものです。

令和 4 年度の主な事業として、中央公民館自家発電設備更新工事や、総合会館の空調中央監視装置更新工事、旧図書館の解体設計を予定していると説明がありました。

委員から、大坂城残石記念公園のトイレ浄化槽管理について質問があり、トイレについては、県所有施設のため、県で浄化槽管理を行っているという回答がありました。

続いて健康福祉課より、議案第 9 号の健康福祉課所管の予算は 19 億 8754 万円で、前年度に比べ 288 万 1 千円、0.1%の増となっております。

主な事業としては、健康増進計画の策定やがん検診におけるWeb(ウェブ)予約システムの導入のほか、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業を行うとのことでした。また、小豆島中央病院企業団負担金について、医療機器と電子カルテ、医事会計のシステムの計画的な更新の実施に要する費用について今後も負担が必要との説明がありました。

次に、議案第 10 号 国民健康保険事業特別会計予算は 19 億 2637 万 2 千円で、前年度に比べ 1 億 455 万 5 千円、5.1%の減となっております。

一般被保険者数の減少等により、療養給付費は減少傾向にあるという説明がありました。

次に、議案第 15 号 介護保険事業特別会計予算は 20 億 2009 万 2 千円で、前年度に比べ 3766 万 7 千円、1.8%の減となっております。

地域密着型介護サービス給付費が増える一方、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費が減の見込みであること、令和 6 年度からの 3 カ年計画期間とする第 9 期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定に向けて、令和 4 年度にニーズの調査および実態調査を実施すると説明がありました。

次に、議案第 16 号 福祉サービス事業特別会計予算は 8925 万 5 千円で、前年度と比べ 368 万 9 千円、4.0%の減となっております。

減額の主な要因は、職員 2 名が定年退職し、会計年度任用職員として雇用したためとの説明がありました。

次に、議案第 17 号 後期高齢者医療特別会計予算は 2 億 7766 万 9 千円で、前年度と比べ 1882 万 3 千円、7.3%の増となっております。

増額の主な要因は、被保険者数の増加によるものと説明がありました。

続いて住民環境課より、議案第 9 号の住民環境課所管部分の予算額は、7 億 8348 万 1 千円、前年度に比べ 221 万 4 千円、0.3%の減となっております。

減額の主な要因は、住基システムの変更が終了したことや合併浄化槽設置補助事業の件数減、豊島一般廃棄物最終処分場の整地工事費の皆減によるものです。

令和 4 年度の主な事業としては、令和 3 年 10 月から実施しているドライブレコーダーの設置補助や御影浄苑の老朽化に伴う基幹工事の準備を行うとの説明がありました。

委員から、ドライブレコーダー設置補助金の申請方法や予算を上回る申請があった場合の対応について質問があり、人気のある制度なので、購入前に問い合わせをしてほしい。また、財源の関係から、予算の範囲内で事業を実施したいと回答がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 19 号 令和 4 年度一般会計予算の教育総務課および住民環境課所管部分、議案第 10 号 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計予算、議案第 15 号 介護保険事業特別会計予算、議案第 17 号 後期高齢者医療事業特別会計予算について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

失礼いたしました。1 カ所訂正させていただきます。

最後の、各課から報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 19 号と言いましたけれども、第 9 号が正しいので訂正させていただきます。

これで、報告終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第 2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

6 番三木です。まず冒頭、今回の三枝邦彦前町長の入札情報漏洩事件に関し、町長は議会に対し施政方針でふれてはおりますが、議会は町民に対し、早急に行政に対する信頼回復と再発防止策を発信するよう申し入れたものでございます。それが、いまだ実践されていないことに対し憤りを感じております。

この事件に関しましては、この後、同僚議員が質問いたしますので、真摯に答えさせていただきたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして 3 点質問を行います。

まず 1 点目、やすらぎプラザの包括的な社会福祉活動への運用についてでございますが、やすらぎプラザは、設置および管理に関する条例にあるように、土庄町の保健福祉行政の拠点として、住民の健康増進と社会福祉などの総合的な相談に応じるとともに、保健・福祉・医療サービスを提供することを目的とし

て建てられたものであります。

主な目的は保健事業に関するものとは理解しておりますが、昨年来、総合福祉会館の商工会への貸し出しで社会福祉団体は活動の拠点を失い、旧土庄高校 3 号館の工事の延長により、いまだボランティアの方々は不便を強いられております。

そこで、やすらぎプラザを今まで以上に、幅広く社会福祉活動団体に利用していただけたらどうかと考えますので、何点か質問をします。

まず、令和 3 年度は大規模な改修がありましたので、令和元年度、2 年度の各種団体の利用実績をお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

やすらぎプラザにつきましては、正式名称は「土庄町国保保健福祉総合施設」と言いまして、施設内に相談室や健診室、栄養指導実習室等を配置し、健康増進事業や予防接種事業、母子保健事業、介護の地域支援事業としての運動器機能向上教室や認知症サポーター養成事業、介護予防サポーター養成事業、ホットハートサポーター活動支援、あったかとのしょう町づくりの会の開催等、年間 200 回を超える事業を実施をいたしておりますが、平成 13 年 4 月に開設されて以降これまで、施設管理や補助金等の問題もあり、役場本庁舎と同様、一般の個人または団体への会議室等の貸し出しは行っておりません。以上です。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

立派な施設でありながら、施設の設置および管理条例の縛りの中で、該当団体以外は利用できないという実態があるということが分かりました。

では 2 点目、やすらぎプラザ建設当時から社会福祉活動の拠点は総合福祉会館、保健福祉活動の拠点はやすらぎプラザとの町としての明確な活動理念があったように思います。今、わが町は社会福祉活動の拠点を失い、新たな拠点作りも進まない中、社会福祉団体のやすらぎプラザ利用について、担当課としてはどのような認識を持っているか伺います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

やすらぎプラザにつきましては、保健事業、老人介護支援、訪問介護、訪問入浴の 4 つの業務につきまして、保健・福祉・医療サービスを一体的に提供す

る事業を実施する施設といたしまして、年間約 1400 万円の特別調整交付金をいただき、施設の維持費等に充てております。

利用を希望される団体の活動内容がやすらぎプラザの設置目的に合致し、やすらぎプラザで実施している事業の一環として行政と協働で実施できると認められる場合には、利用していただくことも可能であろうと考えております。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

利用を希望する団体の活動内容が、やすらぎプラザの設置目的に合致し、となりますと、設置および管理に関する条例第 3 条の土庄町の保健福祉行政の拠点とし、住民の健康増進と社会福祉などの総合的な相談に応じるとともに、保健・福祉・医療サービスを提供することを目的とするに、合致すると思われるので、今後は柔軟な対応をしていただきたいと思います。

次に 3 点目、具体的な利用状況についてお聞きいたします。

婦人会、自治会等が行っている配食サービスですが、土庄・湊崎地区の活動は、今までどおり総合福祉会館で実施していただいております。しかしながら、総合福祉会館にはエレベーターもなく、軽運動室、1 階和室は商工会所管となり、ボランティアの方々は、階段を上り下りして給食を運んでおり、たいへんご苦勞をされております。この配食サービスにも、その団体が利用しやすくしてはどうかと思います。やすらぎプラザはエレベーターもあり、栄養指導実習室は設備も充実しております。令和元年度、2 年度の調理実習室の利用状況と利用申し込みの仕組みについて回答を願います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

やすらぎプラザの栄養指導実習室につきましては、コロナ禍前ですと年間に 40 日から 50 日、食生活改善推進協議会関係の事業と健康づくり事業、健康診査の会場の一部として使用しております。また、2 階で乳幼児健診を行う際には健診の妨げにならないよう 3 階の使用は控えることといたしております。

議員ご指摘の婦人会・自治会等が行う配食サービスにやすらぎプラザの栄養指導実習室をご利用いただくことにつきましては、食生活改善や健康づくり事業、地域支援事業等の一環として健康福祉課の職員も参加させていただき実施するのであれば特に問題はないと思われますので、ご相談くだされば対応させていただきます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

ありがとうございます。前向きな回答をいただきました。現在、各地区のボランティアの皆さんは、婦人会・食改・老人会等、複数の団体に所属して町の福祉の増進のため、活動をしていただいております。これに、健康福祉課職員の皆さんが、行政の立場として参加していただけたなら、現場の苦勞も分かり、官民一体となった福祉活動が展開していけるものと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、岡野町長に「やすらぎプラザの包括的利用について」の認識をお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

やすらぎプラザの包括的な社会活動への運用についてでございますが、やすらぎプラザの利用目的については、土庄町保健福祉総合施設の設置および管理に関する条例で定められております。

また、健康福祉課長の説明にもあったとおり、保健・福祉・医療サービスを一体的に提供する事業の実施の利用が求められ、年間約 1400 万円の特別調整交付金を維持費の一部として活用し運営している施設と認識しております。

今後の利活用につきましては、施設の利用目的に沿ったかたちで、行政と各団体が一緒にできるようになることがあれば、相乗効果も期待することもありますので、検討していきたいと思っておりますので、活動内容などを担当課に相談いただければと思います。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

本来わが町は、社会福祉活動の拠点、総合福祉会館、保健福祉活動の拠点はやすらぎプラザ、生涯学習活動の拠点は中央公民館と、町としての明確な理念に基づいて行政運営をしてまいりました。今、その理念が崩れています。町民も現場の職員も戸惑っております。町長としてその崩れた行政理念を修正し、今の時代にあった施設運用ならびに拠点づくりをしていただくよう強く要望いたしますのでこの質問を終わります。

次の質問に移ります。第 7 次総合計画策定については、昨年 6 月議会で、私の「急激な少子高齢化、財政の逼迫、コロナ禍、激動する社会生活の中、真に町の未来を町民とともに考えるべき」との質問に対し、執行部のほうより、国の必須計画ではなくなり、12 月には町長選挙もあり、策定は令和 4 年 1 月以降

に判断したいとの答弁でございました。新年度予算を見ると、第 7 次総合計画策定予算が計上されておりますので、何点か伺います。

まず、今回の計画策定にあたって、担当課はどのような認識のもとで策定するのか伺います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

今回の策定にあたっての認識でございますが、昨年 6 月議会において、お答えいたしましたとおり、総合計画は地方自治法の改正によりまして、「基本構想」の策定義務が廃止された中で、現行の第 6 次総合計画は、その重要性を鑑み、策定されております。第 7 次総合計画においても、第 6 次同様、町の最上位計画としての位置づけを引き継ぎ、まちづくりの基本理念や将来像を示すものとして、今後 10 年間の計画期間を想定し、策定したいと考えております。

日本全体で突入しております人口減少時代において、地方の重要性が再認識され、地方創生による地域活性化が求められている中で、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞など、目まぐるしく変化する社会情勢を背景に、効果的な施策を展開していくためにも、計画のあり方について改めて検討する必要があると認識いたしております。

また、令和 2 年 3 月に策定した中長期的なまちづくりの指針であります土庄町グランドデザインの方向性を踏まえつつ、1 月の臨時議会での町長の所信表明にもございました、安心して暮らし、楽しく暮らせる土庄町を創るための計画を目指し、第 6 次総合計画にはなかった定量的な目標である数値目標や K P I（重要業績評価指数）を設定するなど、効果検証の実施や評価をより実施しやすくするための方法を検討してまいります。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

その判断をですね、昨年 6 月の時点ですでにいただきたかったと思っております。10 年前ですが、前回の計画策定時においては 2 年計画で、パブリックコメントの募集、有識者会議を経て、計画策定を行ったと記憶しております。10 年前はコロナ禍もなく、高齢化も今ほど進んでおりませんでした。それでも 2 年間かけて、10 年先のわが町の在り方、目標を定めなければならないという、強い意識が執行部のほうにあったように思います。今、その意識が低下しているように感じて、残念であり、心配でなりません。

新年度 1 年間で計画策定となると、非常に限られた時間の中で集中的に行な

わなければならなくなります。そのような状況の中でも、今まで以上に住民参画を促し、町の将来を担う若者の意見を取り入れるべきと考えておりますがいかがでしょう。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員の再質問にお答えいたします。

策定におけます住民参画につきましては、三木議員のおっしゃるとおり、将来を担う若い世代を含めた幅広い住民参画が重要であると考えております。

土庄町総合計画策定条例の規定によりまして、地方自治法に基づく附属機関であります「土庄町振興計画審議会」を立ち上げ、そちらに諮問するほか、各方面の委員が参画しております「土庄町まち・ひと・しごと総合戦略会議」など、既存のその他、附属機関からのご意見も含め、幅広くご意見をいただきたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

4 月に入ってから、業者委託、パブリックコメントの募集、付属機関の立ち上げ、若者組織の編制・意見集約等、とても時間的余裕がないと感じるのが常識であります。先日、私の地元、肥土山地区の 30 代夫婦 3 組が、10 年後、20 年後に今の肥土山地区を残していくためにどうしたら良いか、相談に来られました。

農業の担い手不足、移住者の受け入れ、文化の継承等、真剣に議論をいたしました。結論は出ませんでした。最後には、地元に住む者が立ち上がらなければ何も進まない、まずは行動を起こそうということになりました。ありがたく、心強く感じました。そんな若者、現役世代、経験豊富なシルバー世代は必ずこの町におります。

事業費 988 万 2 千円、うち業者委託料 790 万 9 千円、この先 10 年間のわが町の在り方を策定する重要な計画です。岡野町長の認識を伺います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員のご質問に対してお答えいたします。

第 7 次総合計画につきましては、土庄町の最上位計画として認識しており、策定については企画財政課長の答弁にもあったとおり、急激に変化していく社会情勢を踏まえ、効果的な施策を展開していく必要性があり、安心して楽しく

暮らせる土庄町を作るための計画として、策定にあたり幅広い世代の意見を取り入れられるようなかたちで進めていきたいと思っております。

また、三木議員がおっしゃるとおり、前回は 2 年で作られたことを 1 年でやるということは、できるだけ多くの人たちの意見を取り入れるかたちをとることと、その 10 年後の未来を見据えてというようなかたちで、若者世代の意見を取り入れなければならないと思っております。そのようなところで、議員の皆さま、また町民の皆さまにおかれましても、第 6 次計画を再度見直していただき、われわれの作っていく計画に対して、ご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

岡野町長は選挙の際、「共に考え、共に創る」を公約に掲げ、40 代・50 代の現役世代はもとより、多くの町民の支持を受けました。また、私もその支持者の一人でございます。

第 7 次総合計画策定は、それを実践する第一歩であると思います。この計画策定が地方の権限に任されており、なおかつ、わが町の最上位計画として位置付けるなら、単年度策定ではなく、じっくり腰を据えて、幅広い意見を取り入れ、町の未来像を真剣に議論し、町長の思いを実現するためにも、2 年計画で策定する方向に転換しても良いのではないかと私は提案いたします。

大変な状況の中ではありますが、町民の皆さんは岡野町長に大きな期待を寄せております。答弁は求めませんが、執行部とともに再度協議していただくことをお願いいたします。

最後の質問に移ります。各種団体への補助金の減額についてでございます。

令和 4 年度の一般会計予算は逼迫した財政状況の中、92 億 2800 万円、前年度比 5 億 6600 万円、率にして 5.8%の減となっております。財政状況が苦しいのは十分理解できますが、そんな中、福祉ボランティア団体や文化団体、生涯学習団体への補助金も削減されております。

令和 4 年度は、岡野新町長となり、わが町が一丸となって、町の再生、発展を目指さなければならない重要な 1 年ではないかと考えます。そんな中、持続可能な町政運営は財政面だけではなく、町民の理解・協力無くして、進めてはいけないものと考えておりますので、何点か質問をいたします。

まず初めに、予算編成方針は町長、財政担当課であると認識しておりますので、令和 4 年度の当初予算における各種団体補助金の削減についての、その真意と効果について考えをお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

補助金削減の真意とその効果についてでございますが、監査委員からの指摘に基づきまして、令和 4 年度当初予算編成の際に、目に見えて財政状況が硬直化している現状を全職員が再認識し、あらゆる財源の確保に積極的に取り組み、費用対効果を検証するとともに不用額を削減し、将来にわたり健全な行財政運営の維持確保に努めることが重要とのことから、編成するにあたっては、全体としては、7 つの事項、①年間総合予算の編成、②総合計画による施策の実施、③総合戦略に係る施策の実施、④事業事務の見直し、⑤スクラップ・アンド・ビルドの徹底、⑥後年度負担の把握、⑦国および県の予算等の動向把握とその対応を念頭に置いた上で、予算編成を行いました。

その中で歳出の事項につきましてでございますが、ご質問の補助金および負担金については、必要性および効果が適正であるかどうか見直しを行うこと。補助率、負担率および対象等が適正であるかなどの再評価を行い、廃止、縮小、統合などに努めるとともに、交付先の収支状況を確認し、繰越金があるものについては、必ず見直しをすること。負担金のうち、各種団体等への補助金的性格のものについては、目的や活動効果を見直し、形式的なものについては廃止を含め検討することといたし、各担当課がこの編成方針に基づき、各種団体の事業内容等を認識、ヒアリングなどを通して検討、協議を行い、予算要求を行い、その後、査定・復活要求を経て、今回の予算案となっております。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

財政担当課として丁寧ではありますが、非常に事務的な説明でありました。

行政運営面における、町民への影響、感謝の意識が感じられないのが非常に残念です。

次に、削減された福祉団体、文化団体、生涯学習団体等の団体数と削減額の合計はいくらになるか伺います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員の再質問にお答えいたします。

削減された福祉団体、文化団体、生涯学習団体等の団体数と削減額の合計についてでございますが、主に組織運営に対する補助に限定いたしますと、予算要求額 7013 万 8 千円で、そのうち、予算要求の査定において、繰越金が多額な

団体で、かつ長期的にわたり定額補助が行われており、各担当課からの説明からも目的、活動実績にそぐわないと判断いたしました団体 17 団体について、要求額 2031 万 5 千円に対しまして、364 万 8 千円を削減いたしております。以上です。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

私が当初予算書において調べたところ、健康福祉所管のボランティアで行う福祉 2 団体については、増減はございませんでした。しかしながら、老人会全体では予算額 121 万 6 千円で、前年度に比べ 7 万 5 千円の減、住民環境課所管の花づくりの委託料は 55 万 9 千円で 7 万 6 千円の減、生涯学習課所管では、文化協会の補助金が予算額 0 円、20 万 8 千円の減、こども会補助金が同じく予算額 0 円、12 万 5 千円の減、女性団体補助金、婦人会であります、予算額 3 万円で 17 万 8 千円の減、農村歌舞伎補助金が 5 万 1 千円で 19 万 9 千円の減、スポーツ団体補助金に至っては、予算額 30 万円で 75 万 8 千円の減、これらは各地区体協 8 地区、加盟競技団体 13 団体、スポ少 11 団体で構成されております。いわば、町民全体を対象としたものになります。これを合算しますと、161 万 9 千円の減となります。

一方、観光振興面をみてみますと、瀬戸内芸術祭開催の年ではありますが、予算額 7869 万 3 千円、1548 万 6 千円の増となっております。その中には、小豆島観光協会負担金が予算額 700 万円で 200 万円の増、小豆島観光戦略会議負担金が、400 万円で 100 万円の増、北部みらい補助金が 500 万円で 26 万 1 千円の増等が含まれております。あまりにも観光振興偏重で、町民の行政参画を促がず、自主的活動の思いを蔑ろにした予算編成ではありませんか。これを知った町民はどう思うでしょうか。財政担当課はこの補助金削減について、各種団体に十分な理解が得られているか認識を伺います。時間がないので、簡単でお願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員の再質問にお答えいたします。

各種団体に十分な理解が得られているかとの認識でございますが、冒頭にも回答させていただきましたとおり、予算編成においては、あらゆる財源の確保に積極的に取り組み、費用対効果を検証するとともに不用額を削減し、将来にわたり健全な行財政運営の維持確保に努めるということを全職員が認識した上で行っておるということでございます。その中で、各担当課が補助金交付先団

体の事業内容、収支状況、繰越金等を確認し、予算要求時におきましては削減しようとする際には当然に各団体の関係者と協議等を行っているものと認識をいたしております。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

私は各団体の繰越金の状況までは把握しておりませんが、各団体は補助金だけで運営しているわけではございません。長年の運営の中で、会費を積み重ね、事業を行い、経費を削減して残してきた繰越金でございます。子ども会はキャンプに使用するテントを買う資金として残してきたと聞いております。また、私の所属する肥土山農村歌舞伎保存会は昨年、コロナ禍により活動ができなかったこともあり、自らの補助金の一部を返還しております。今年は、ぜひとも歌舞伎を奉納して、その後行われる瀬戸芸歌舞伎公演にも、協力していこうとしていた中の補助金削減でございます。町行政に協力する意欲を失われてしまうのは私だけでしょうか。

昔から「泣く子と地頭には勝てない」と、ことわざがあります。各団体の話を聞くと、「役場が言よるから、しゃあない」、諦めの言葉しか返ってきません。これが実情です。

最後に、この福祉団体・文化団体・生涯学習団体活動補助金の削減に関する、町長の認識をお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

予算全般では、企画財政課長の答弁のとおり、土庄町の財政が硬直化している現状を全職員が再認識し、事業の必要性や見直し、その費用対効果などを検証するとともに、町税等の徴収強化、町が保有する未利用財産の売却や貸し付けなど、あらゆる財源の確保に向けて積極的に取り組み、将来にわたり健全な行財政運営の維持確保に向けて進めてまいりました。

各種団体への補助金削減についても担当課の説明のとおり活動実績や、またコロナ禍での活動の自粛等や決算額、また 2 年度計画繰越金等をお聞きした上で、協議、検討を行い、事業を縮小するまではないものと判断し、認識しております。

今後、各団体が町と連携しながら年度途中で事業の再開、また新規の事業拡大などを目的とし、予算要求するのであれば、担当課とご相談していただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

ありがとうございます。冒頭でも言いましたが、持続可能な町政運営は財政面だけではなく、町民の理解・協力無くして進めてはいけないものと考えております。

町長に就任してすぐに三枝前町長の事件が発覚し、その対応、またその他諸問題に孤軍奮闘されているのは十二分に理解をしております。しかしながら、この予算案は三枝前町長の意向が、そのまま反映されたものと言いかねないところがございます。岡野町長の魅力は、人の心を引き付けるところにあると思っております。このままの状況では町民の心が離れてしまいます。

各団体補助金の執行は 12 月以降であると認識しております。新年度になってからでも結構ですので、補助金削減ありきではなく、令和 3 年度予算を基準に、各団体の理解を得た上で、活動の実績に合わせ、補助金を交付するよう行うよう修正してはいかがでしょうか。財政が逼迫して 160 万円の財源が無いのであれば、町長含めわれわれ特別職が、まず身を切って示すべきと考えます。

私は 40 年、町職員として行政に携わってきました。今ほど行政に対する、町民の不信感が高じている状況は経験したことがございません。この状況を打破し、町民の信頼を回復し、町を再生するには、岡野町長の強いリーダーシップ、実行力が必要不可欠でございます。

「共に考え、共に創る」新年度において、岡野町長の色を打ち出し、トップリーダーとして、町行政を進めて行くことに期待をしております。

最後に、その思いがあるかないか、お聞かせください。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

全体的なことに関しましては、三木議員のおっしゃられるとおり今後ですね、見直しを図っていきたいと思っております。ただですね、その中で、各種団体と協議した中で理解が得られてないのであれば、私を含めて、これから関係を密にし、土庄町にとって必要なことをやっていただける団体と認識しながら進めていきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

よろしく申し上げます。質問を終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開は、10 時 45 分とします。

休 憩 午前 10 時 37 分

再 開 午前 10 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

おはようございます。7 番、濱野でございます。本日は 2 点、ご質問させていただきたいと思っております。ただ、まず冒頭に今回のロシア連邦によるウクライナへの武力による侵略につきましては、強く抗議をするとともに戦火にお亡くなりになられました方々、すべての皆さまにお悔やみを申し上げ、また怪我をされている方、避難をされている方々に関しましても改めてお見舞いを申し上げたいと思います。そして世界一致して、ウクライナの平和が 1 日、1 分、1 秒でも早く訪れますことを心よりお祈りをいたしております。

それでは一般質問に移りたいと思います。

まず 1 つ目、出生数低下による今後の教育行政全般への影響と対策ということで、昨年と今年の出生数につきまして何人であったでしょうか。そして、少なくなっている原因をどのように考えているのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

令和 2 年度の町内の出生数は 57 名、令和 3 年度は見込みも含めまして 48 名となっております。

また、減少の要因につきましてはさまざまあるかと思われませんが、住民環境課からいただいた資料によりますと、令和元年度に婚姻届けを提出された方が 39 組あったのに対しまして、令和 2 年度には 23% 減の 30 組、令和 3 年度も 2 月末時点で 25 組となっております、出生数が減少している要因の一つになっているのではないかと思います。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

今、ご報告がございました数字をお聞きいたしまして、たいへん驚いております。もっと危機感を持たなければいけないのではないのかなと改めて思いました。今まで出生数は確か、80 名から 90 名、少し前までは 100 名前後で推移をしていたと覚えております。この急激に下がった原因につきましては早急に突き止め、効果的な対策を考える必要があるのではないのかなというふうに思います。このことは後にお聞きしたいなと思っております。

出生数はこれまでも年々減少しており、これからもこの傾向は続くと思われます。このままでは、学校運営にもたいへん大きく影響すると考えます。特に、先ほどの数字を聞きますと、すぐにでも対策を取らなければならないのではないのかなというふうに考えます。

こども園においては定員の見直しとともに、各地区でのこども園と保育園等の在り方を考える必要があるのではないのでしょうか。また、地域により子どものばらつきはさらに増すと考えられます。幼児・児童教育の根幹であると考えます主権でございますけれども、できれば身近で保育が受けられるという環境を今一度、確認していただき、そのための在り方を考えなければならないのではないのでしょうか。

すべての園を残そうと考え、保護者の要望に合った受け入れをするためには、一つの方法でございますけれども、定員、定数はフレキシブルに考えて、それに合わせた教職員の行き来ができる、そのような仕組みが必要なのではないで

しょうか。

小中学校でも定員の見直しとともに、クラブ活動や部活動も見直さなければならぬと考えます。

また、成長期において子供たちの社会性を養うためにとても重要なこの時期に、その取り組みが思うようにできなくなならないよう、GIGA スクール構想を有効に利用し、リモートでもスムーズに交流や疑似体験ができるように考えなければならぬと思います。

豊島においては、このことは眼前の問題となっており、早急な対策が必要だと思えます。保護者はもとより、地域の人も交えた今後の取り組みを考えるべきだと考えます。それには、町執行部の確たる指針が必要ではないかなというふうに思いますが、これらについて町の考えをお聞きいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の15歳未満の子どもの人口は、国立社会保障・人口問題研究所のデータによると、2015年で1372人、2045年で627人と、今後約20年間で児童生徒数が2015年と比べて約半分程度となる推計が出ていることは認識しております。また、短期的に見ても昨年、今年は出生数が少なく、こども園などは将来のクラス編成、また施設の再編にも影響が出てくるものと懸念しております。

そこでまず、子どもが少なくなった場合の学習環境への影響を考えてみますと、メリットとしては個人に応じた細やかな学習指導ができるといった半面、デメリットとしては体育や音楽などの集団での学習が難しくなるといったことが懸念されます。

また、生活環境における社会性といった点では、子ども同士の結びつきが強く、年齢を超えた活動も可能となるといったメリットの一方、デメリットとしては、固定化した人間関係のため、一度壊れると改善や修復が難しいことや新たな人間関係を構築しにくいといったことも考えられます。

このようにさまざまな影響が考えられますが、一方、今後少子化が続くと部活動の存続やスポーツ少年団への活動維持が難しくなったりすることも予想され、集団の中で子どもたちが社会性を磨いていく機会がますます減ってくるものと懸念されます。

そのようなことから教育委員会としても、今後は、引き続き少子化による保育・教育活動の低下を招かないよう努めることはもちろん、さまざまな面での交流や校外活動の充実を含め、特色を持った教育、子どもの数の減少を想定した教育・保育内容に配慮していきたい、このように考えております。以上でご

ざいます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

認識はされているということでございます。最後のほうでもお聞きしなければいけないと思いますけれども、根本的な対策が必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますし、土庄町らしい教育というものを特色ある教育であろうかと思っておりますので、引き続きしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

もう 1 点が高校の問題でございます。高校といいますと、県立高校でございますので、町の一般行政とどう関わるのかなというふうに思いますけれども、小豆島には土庄高校、小豆島高校が合併して小豆島中央高校 1 校になりました。高校の役割というものは地域にとっては非常に大切であろうかなというふうに思っております。町行政の中でも通学費の補助等々も高校のためにやっただいております、ということは、地域で育てるために小豆島中央高校に通わせてるということは地域の問題として取り組む必要があるのではないのかなというふうに考えております。当然、県と小豆島町との連携が必要になりますけれども、将来的にもこの数字を考えますと、非常に不安を覚えます。

今後、島の高校を適切で適正な高校としてあり続けるためには、少子化を緩やかにするとともに、島外・県外から生徒が来たいと思うような教育環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。

今、香川県では全国から応募ができるような体制になっております。

例えば、町が下宿先やアパート等を登録制にして紹介すれば、送り出す親も安心し、地元の子と同じように地域で育てることにより、子どもに第二のふるさととして、将来、島の応援団になっていただける可能性もあります。

この小豆島で子どもが教育を受けたい、また親が受けさせたいと思うような取り組みがなければ、島へ子どもをあずけてくれる、また進学してくれることはありえません。

地域全体で学生を育てるという環境整備について、町はどのように考えているのでしょうか。

また、進学等の考え方や指導を地元の高校へと促してほしいなというふうに思います。

これはあえて申し上げておりますけれども、子どもたちの将来に対する思いはさまざまであり、その夢が島外である場合には全力で指導・応援しなければならないということは、重々承知でお願いをしております。

そのためには、学生の高校に対する思いを十分に把握し、地元高校へ伝える

取り組みが必要であります。また、その思いに高校が答えてくれる必要があり、簡単な話ではないというふうには理解しておりますけれども、あえてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

濱野議員ご指摘の小豆島中央高校との関係でございますが、現在、2町で構成する小豆島教育会議というものがあまして、これを通じて「こどもサミット」というサミットを開催しており、そこには小中学生だけでなく中央高校の高校生も参加して、今年度はSDGs（エスディージーズ）について話し合っております。このように高校生との触れ合いを通じて親しみを持ったり、共通の課題を協議したりすることで、中央高校、また小豆島に親しみを持ってもらえるものと考えております。

また、地域との関係においては、昨年度から地域学校協働活動本部が設置されまして、学校には地域の方も参加する学校運営協議会がスタートしております。地域の活動や地元の素晴らしさが学校運営に反映されるよう、教育委員会としてもバックアップをしております。

このように子どもたちにとって、島内の子、島外から来る子すべての子どもたちにとって、魅力ある教育、魅力ある島となるように、教育環境に配慮して、小豆島中央高校との連携、また情報共有をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

ありがとうございます。最初にお聞きしました数字、昨年度が57名、本年度が48名という数字はお伺いしますと、小豆島町においても同じような数字が出ておるといふふうにお伺いをいたしております。小豆島町も60名を切っておりますので、令和2年度は。令和3年度は50名を切っております。ということは、この2学年で将来的に子どもの数は200人しかいないということでございます。これは中学校、中学校は100人になるんですけども、中学校3年間の2学年がこの学年になる、そのときに学校運営をどうするかというのは非常にたいへんな問題ではないかなというふうに思います。高校にしてもそうでございます。この中から現状のように1割ほどの学生が島外に夢を持って出て行くということになれば100人を切った子どもたちの高校、高校の生徒数はそれだけしかないというふうなことは、私も以前にお伺いしたのには、職員数が極端に減ってくるということをお伺いしております。ということは、専門的な授業が受け

られなくなるというふうなこともつながっていくというふうなことでございます。当然、スポーツ、またクラブ活動、部活動にしても同じではないかなというふうに思います。専門的な指導をできる先生方がいなくなるということでもあります。

直近では、もう来年度から入園される保育園、こども園にとっても、もう目の前の問題でございます。特に私立の保育園を抱えておくこともありまして、両方の役割分担ということも今一度しっかりと考えていただいて、早急にそれは対応する必要があるのではないのかなというふうに考えますけれども、以前お伺いしたときには、ある程度の役割分担、地域の役割を考えて進めていくというふうなご意見をお伺いしたことがございますけれども、その件に関しましてお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

私立との関係、具体的に言いますと土庄保育園さんが私立の保育園となりまして、ほとんどの就学前の子どもたちにつきましては、公立の、町の認定こども園で保育はしておりますが、今現在でも希望を第1希望から第3希望まで保護者の方は出して、入所希望をこちらに出すわけなんですけど、なかなか第1希望に入れない、このような場合も今現在、出ております。そういうふうな場合にですね、私立の保育園と連携して保育を行っていかないとなかなか公立だけでは全体の子どもたちの保育が事実できないという現状もありますので、今のやっている役割分担の方法としましては、0・1・2歳児の小さい子どもたちについては私立の土庄保育園さん、大きい子どもたちについては公立というような大きな役割分担の中で運営を続けているというような現状でございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

当然、地域にとって必要なもの、必要でないもの、これから出てくると思いますが。その中で、一番何を考えなければいけないのかということは、子どもたちであるというふうに考えております。

大人の事情ではなく、子どもたちがいかに健やかに育てられるかということが少子化対策にもつながっていくのではないのかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最初でお聞きした数字に戻りますけれども、子どもの数は減少することは想像できていましたけれども、この数字が今後継続するということは間違いない

ことでありますし、根本的に少子化対策を検証し、早急に見直しや新たな対策を講じなければならないと考えます。

最初の質問で、昨年度と今年度の数字が示されました。全国的にもコロナ禍の出生数は減少しているというふうにお聞きはしております。確か、100万人前後だったのが現在80万人前後の出生数になったというふうにうろ覚えですけれども、お聞きをしております。1つ考えられる原因は、やっぱり、コロナ禍におきまして、病院へ行くのが危険であると考えの場合と、妊娠出産時にコロナ禍、コロナに感染する恐怖というものが考えられます。

また先ほど、婚姻数が報告されましたけれども、子どもを産み育てる世代の減少、また第二子、第三子を産まなくなっているということが考えられます。もしかすると、そのことが複合的に関係し、少子化が進んでいるのかもしれない。

重ねてのお話になりますけれども、原因を究明し、今までの施策をしっかりと検証するとともに、改めることは改め、新たな施策に取り組むことが必要になるように思います。

少子化対策は、多岐にわたり幅広い施策に関わると思います。教育環境だけでなく、医療も充実しておらないと安心して生み育てることはできません。福祉は当然ですけれども、経済を立て直し、収入を増やすことも必要であります。

まだまだやるべきことは沢山あると思いますが、今までと同じでは、今までと同じ結果にしか出ないのではないのかなと思います。

今後の少子化に対する町の取り組みをどのように考えるのか町長にお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員のご質問にお答えさせていただきます。

少子化につきまして現在の出生数を鑑みたところ、学校運用において大変厳しい状況になっているものと思われます。その中で、今、少子化対策以前に、今後このような推移で出生数が続いた場合の学校運営に対しまして、濱野議員がおっしゃられたとおり GIGA スクール等々、活用するということで、今現在言われているのは地方だからできないというふうに言われておりますが、地方だからできるというようなかたちになっていると思います。

その中で、教育、それから学習に対してですね、そういうようなりモート等々を取り入れる。また、コロナ禍、落ち着いた中で都会と同じような学習状況を作りながら、島ならではの機会や場面を与えるようなことを進めていけばですね、育てやすい環境につながるものと思っております。そういうところを教育

委員会、また保護者の皆さまと、また地域の皆さまと協議しながら早急に進めていきたいと思っております。

次に、少子化対策なんですけれども、学校運営はもとより土庄町全体の運営に対して大きな影響を与えるものと思っております。限られた財源の中で、経済的な支援や出産・子育て・保育などの環境整備、そのほか就労支援を行うことが必要だと思われます。就労支援についても先日の新聞では、香川県の転出数が男性より女性のほうが大きく上回っておるというところで、仕事がしづらい状況もあるのかというところを検証しながらですね、そのあたりも進めていきたいと思っております。

また、他自治体の事例や国、県の支援制度を活用して進めていき、どのようなかたちが望ましいか先ほども申しましたが、子育て世代の方々や、そのほか地域からの意見を頂戴しながら進めていきたいと思っております。

次に、小豆島中央高校に対しての協力についてですけれども、教育総務課長が言われたとおり、小豆島教育会議をより充実させること、また小豆島中央高校が地域未来留学の活動にパイロット校として参加していること、少子化対策や移住・定住促進につながるが見込まれますので、香川県土庄町の枠組みの中でどのような協力の方法があるか検討していきたいと思います。

また、地域の学生が接していくために奉仕活動や地域参加のイベントなどに対して学生に呼び掛け、機会や体験をもつようなかたちで進めていくようなかたちを作っていきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

ありとあらゆる施策を講じることが必要であるというふうに思います。私、前から言ってますけれども、少子高齢化問題というのは嫌いでございまして、少子化と高齢化は違うというふうに思います。少子化による高齢化は問題でありますけれども、高齢化は良いことだと僕は考えております。長寿命化、元気で長生きすることが高齢化になるんであらうと思いますので、高齢化を僕は良いことだと考えております。少子化ということをしっかりと考えていけば、人口問題にも関わってくる問題でありますので、人口減少は止めることは今の状態ではできないと思いますけれども、緩やかにすることはできるんじゃないのかなというふうに思います。

ぜひ多くの方々のご協力を得て、以前からもずっと言ってますけども横の連携、特に行政の中での横の連携をしっかりと持っていて、より良い施策を効率的にやっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

水道企業団への出資金の根拠と、今後の水道行政の方向性についてでございます。令和４年度の予算の水道事業・香川県広域水道企業団土庄事務所出資金の積算根拠と業務内容をお伺いいたします。

また、去る２月１０日に行われました、香川県広域水道企業団議会におきまして、土庄町の水道料金は値上げの方向で進んでいるとの報告があったとお伺いしております。

また、昨年６月の一般質問において、今後は、水道企業団の事業に対する拠出金と、水道料金の値上げはやむなしとの回答がございました。値上げに関しては現在協議中であるとのことでしたが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。併せて、値上げの時期や値上げ率等はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

１つ目の令和４年度予算の水道企業団への出資金についてでございますが、国の交付金対象事業に該当する、水道管路、浄水施設などの老朽水道施設の測量設計業務および施設更新事業に対する交付金額相当程度の２９９０万円となります。

財源につきましては、出資債を使用し、交付金事業への出資金として企業団へ繰り出すことで地方交付税措置として６０％が還元されるものとなります。町にとって有利となる起債を利用することで、負担を軽減することを考えております。

２つ目の水道料金の改定についての協議状況でございますが、料金改定の協議の中で、町に対しまして企業団から、改定期期につきましては、令和５年４月から、改定率につきましては、２０％程度の値上げについて説明を受け検討、協議をしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

７番 濱野良一君。

○７番（濱野良一君）

町長の施政方針の中にも上下水道の充実として、安心・安全な水の供給を確保するため、水道料金の改定および繰り出し金を香川県水道企業団と連携し検討、協議するとありましたが、具体的にはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、平成 30 年から直島町を除く県下、水道事業が統合され、事業が企業団に移行していますが、令和 9 年度までは各事業体の区分経理を実施し、運営しております。

土庄事業体については、肥土山浄水場、水道管路等の老朽水道施設の更新を実施していくためには、財政収支上かなりの不足額が生じる予測となっております。

料金の改定だけにしますと、かなりの水道使用者負担となりますために、町から企業団へ繰り出しをしていきます。町として、企業団での料金改定は、令和 4 年 4 月から 20%程度の値上げを改定とし、残りの不足する額については企業団へ繰り出す予定で、今後とも企業団と検討、協議し、その都度議会にも情報共有を諮ってまいります。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

令和 4 年度から 20%前後上昇の料金改定ということでございます。思い起こせば、私がまだ若かりし頃、土庄町は夏になると断水、または時間給水等々を経験したように記憶をいたしております。夏の観光シーズンには水道の断水の状況は発表しないんだとかいうふうなことも、うわさをお聞きしたことがありました。そのときは全国放送で 1 番に放送されてたというふうな記憶がございます。観光客の減少を止めるために、そういうふうな負の報道はさせないというふうな考え方であったのかなというふうに思っております。

幸いにいたしまして、多くのダムができた影響で早明浦ダムが渇水しそうになっていても、土庄町、小豆島は渇水状況になっておりません。これは、先人たちの非常にたゆまぬ努力、またいろいろな知恵を出し合った結果だというふうに思っております。

今回、水道企業団になりまして料金の値上げということもありますけれども、今、区分経理で行っておりますが、令和 9 年度以降、すべてが水道企業団になりますと、水道料金また改定があるというふうにお聞きしております。その際には、現行の水道料金よりも下がるのではないかなというふうな予測が立てられておると聞いております。そのためにも、よく言われます負の遺産を将来に残さないということは、今の現役世代がしっかりと行っていかなければいけないということは、しっかりと対応していかなければいけないのではないかなというふうに思います。

昔の水というのは、命・生命を守る大切なものでございます。ただ、水道企業団と町執行部とは今後とも密な連携をしていただいて、区分経理または区分

センターになったんですかね、なったおかげで今、水道行政の情報はわれわれには、ほとんど入ってきません。どうなっているのか分からないというのは、非常に不安なところでないのかなというふうに思います。

議会としてもしっかりといろいろな意見を聞きながら、また調整をしながらお話をしていかなければいけないなというふうに思っております。ぜひ、綿密な連携をしていただいて、ただ、しっかりと交渉するところは交渉していただいて、令和 9 年度、令和 10 年度に向けて水道行政がしっかりと安心・安全な水が飲めるような状態を作っていただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

4 番、立憲民主党の鈴木美香です。今日は、3 つ質問させていただきます。

まず冒頭に、ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議します。全人類で連帯し土庄町も一緒になって、この 21 世紀にあり得ないこの戦争が一刻も早く終わるように抗議をし続けていきたいと思います。

では、まず 1 つ目、勤務間インターバル制度の導入と宿日直業務の廃止を。人事院による公務員人事管理に関する報告では、「短期の不妊治療休暇の創設」や「男性の育休取得の促進」など、さまざまな改善課題が示されています。

その中で、「公務における勤務間インターバル（勤務と勤務の間には、一定時間以上の休息時間を設けるもの）の確保の方策について検討を行っていく」とされている点について、町の考えをお伺いします。

1 つ目、勤務間インターバル制度の導入についてはどうお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

平成 30 年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」が改正され、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保する「勤務間インターバル」の導入が企業の努力義務とされました。

本規定は公務においては適用されておりましたが、国家公務員の過労死等の防止やワークライフバランスの確保の観点から、人事院は本年 1 月 31 日に「国家公務員の働き方改革に関する研究会」の初会合を開き、勤務間インターバルの制度の導入について検討が始まったところでございます。

本町は類似団体と比較して職員が少なく、繁忙時期に担当職員の大半が業務に従事した場合、勤務間インターバル制度を導入することにより、翌日の勤務開始時刻に住民サービスの提供に必要な人員を確保できないおそれがあるため、現在の人員体制では導入が難しいと考えておりますが、今後、国の検討状況を注視しながら、勤務間インターバル制度に関わらず、職員の負担軽減を図るための方策について、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

ちょっと通告してなくて申し訳ないんですけども、今、最大何時ぐらいまで残業しているかっていうのは分かりますでしょうか。分からなかったら仕方ないんですけど。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

私の把握しているところだと、今回、勤退管理を導入した関係で最大ですね、どうしても繁忙期で若干少ない人数にはなりますけれども、深夜近く残っていた職員が若干 1 名とか 2 名ではございますが、それはありますが、通常職員は 9 時半から 10 時ぐらいの間には退勤しているものと考えております。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

私も町の方から、「夜遅くまで電気がついている」というのを伺いしまして、職員がすごく少ないのを認識していますけれども、すみません、また通告していないんですけども、残業を減らす手立てとかいうのは考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

残業を減らす手立てとおっしゃるんですが、先ほども申し上げたとおり、当町の職員は類似団体と比較して職員が少ないということで、職員どうしても残業しないといけないような状況になっている部分は認識しております。

しかしながら、役場の業務と申しますのは、あくまでも住民サービスの提供という根本的な目標がございますので、当然職員の働き方改革であったりとか、職員の健康状態の維持ということは、まず念頭に置いて進めてまいる必要があると思います。もちろん、鈴木議員もお考えのとおりだとは思いますが、職員

が健全な精神状態と体力ですね、身体状況がなければ確実な住民サービスの提供は難しいということは十分認識しておりますので、今後とも残業を減らすという意味でも、業務改革とか、それぞれの業務のですね、見直しをしていただくとともに適正な人員配置、それと適正な人員の確保について進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

先ほどもおっしゃっていただきましたけど、良い行政サービスを求めるためにも職員の健康管理は欠かせないと思います。

本町の宿日直業務の実態はどのようなになってますか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

宿日直業務は、正規の勤務時間以外の時間、休日等に行う庁舎保全、外部との連絡、文書の收受等のための勤務でございまして、比較的勤務密度の薄い、いわゆる断続的勤務をいいます。

本町では、庁舎の夜間の宿直業務につきましては、42 歳以下の男性職員が「5 週間に 1 回程度」、休日等の日直業務につきましては、課長級を除く女性職員と 43 歳以上の男性職員が「4、5 カ月に 1 回程度」の頻度で業務に当たっております。

また、勤務時間につきましては、宿直業務が午後 5 時 15 分から翌朝の午前 8 時 30 分まで、日直業務が土日祝日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

先ほどの流れからなかなか言いにくいんですけど、これも宿日直業務の廃止の検討をお願いしたいんですけど、ここに、中に書いているんですけど、他市町では、その方角に向けて今、努力している他市町があるんです。なので、その方角には、どうお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

職員の負担軽減であるとか、働き方改革の推進の観点から鈴木議員のおっしゃるとおり、全国的に宿日直業務を民間委託する団体は増えており、本町も検

討しているところではございます。しかしながら、民間委託した場合の財政負担が非常に大きく、現状の財政状況を鑑みると、当面は宿日直業務の廃止というのは難しいと判断しております。

先ほども申し上げましたとおり、本町は類似団体と比較して職員が少ないため、当然、宿日直業務に当たる職員の人数も少なく、職員の負担が大きいことは十分に認識しております。

当面は、職員を確保することによって、宿日直業務に従事する職員を増やすこと、また、日直と比較して勤務する頻度が多い宿直業務に従事する男性職員の対象年齢を引き上げることなどにより、今後、職員の負担軽減をまず図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

何度も繰り返しますが、大事な職員が疲弊してしまわないように労働環境に留意してもらいたいと思います。良い職場には良い人材が集まり、ひいては住民サービスの向上につながると思います。

では、2 つ目です。会計年度任用職員の処遇改善についてお伺いします。2020 年 4 月から新たな非正規公務員制度である会計年度任用職員制度が始まりました。

しかし、この新制度は多くの非正規公務員に失望と落胆をもたらし、処遇が改善されるどころか官製ワーキングプアが一層進展したという研究報告があります。

1 つ目、現在、会計年度任用職員の町職全体に占める割合をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の 1 点目のご質問にお答えいたします。

令和 4 年 3 月 1 日現在、当町の会計年度任用職員のうち、常勤職員と同等の時間を勤務する職員 132 名で算出いたしますと、常勤職員は 3 月 1 日現在、173 人在籍しておりますので、合計 305 人となり、全体に占める割合は 43.3%になります。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

非正規率の高い自治体では非正規公務員を基幹化しているとの調査報告があり、正職員との待遇差をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

待遇では、給料面に差があるほか、休暇と手当の一部が会計年度任用職員には適用されておられません。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

年収とかで差がだいぶあると思うんですけど、それはなかなか言えないものなんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

申し訳ございません。年収ベースでは現在のところ比較はしておりませんが、会計年度任用職員の制度導入の時点に、給与体系も見直しをしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

すみません、ちょっと分かりにくいんですけど、会計年度職員の給与体系はかなり低いと私の認識ではあるので、処遇改善は今後、考えてられますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

正規職員と会計年度任用職員につきましては待遇に格差がございます。

しかしながら制度が導入されて以来、見直しは進めておりまして、まず、給与面直接というのは、なかなか今のところ難しいんですが、医療保険につきましては、令和 4 年 10 月から常勤職員と同じ共済組合に加入することとなっております。

また、今年 1 月から、国の制度に準じて、不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇および育児参加休暇等を会計年度任用職員にも適用し、産前休暇および産後休暇を休暇の取扱いに変更しております。今後もですね、国の方針を踏まえながら、適宜、見直しを図ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

こちらも申し上げましたけれども基幹化してますので、ぜひ、給料面でもできるかぎり、そういう条件とかは、ちょっとしていただいているかも分からないんですけど、改善のほうをお願いします。

4 つ目、昨年末、政府の方針としてコロナ禍で過重負担を担うエッセンシャルワーカーの処遇改善が決定し、国の 10 割負担で事業通知がきていると思います。

まずは、その対象である、介護、保育・幼稚園教諭などの会計年度任用職員から処遇改善ができるのではないのでしょうか。その事業に対する実施予定をお伺いします。そして、介護については今回の 3 月議会の条例改正で処遇改善をしているようですので、これについてはお答えはよろしいので、保育・幼稚園教諭などの会計年度任用職員の処遇改善をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

先ほど鈴木議員がおっしゃいましたとおり、介護職員に対しては今回の議会のほうで提案させていただきまして、処遇改善を進めていくようになっております。

また、保育教諭等の処遇改善につきましては、現在、教育委員会において検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、保育教諭につきましては教育総務課が所管でありますのでお答えさせていただきます。

教育・保育の現場では働く職員の方々については、コロナ禍の中、何かとご苦労、ご心配をおかけしているのは事実かと認識はよくしております。

また国においても保育所や認定こども園等の教育・保育の現場で働くの方々については、収入を 3% 程度引き上げるために必要な補助制度を設けていることも承知しております。

一方、教育総務課所管の会計年度任用職員につきましては、さまざまな職種がありまして、こども園の職員だけでなく、小中学校の事務員や特別支援員、また給食センターの職員もおられます。

そのような中、例えばですが、事務員を例にあげますと、こども園の事務員だけを処遇改善を行った場合、小中学校の給食センターの事務員はどうかとか、また調理員においても、こども園の調理員だけ処遇改善を行って給食センターの調理員は行わないのは不平等ではないかなど、同じ給料基準で支給

されているにも関わらず、限られた施設、限られた職種のみを処遇改善を行う場合、その公平性をどのように保持していくのか、これがたいへん難しくなります。

よって今後は、職員間で不満が残らないように配慮して他市町の状況も勘案しながら処遇改善を行うかどうか検討していきたいと考えております。

なお、幼稚園・保育所の職員の処遇改善については民間の私立も対象でして、民間の私立保育所や放課後児童クラブの保育士、職員の方については、国の補助制度を利用し、処遇改善を行うこととしております。以上です。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

おっしゃることはすごくよく分かるんですけども、コロナ禍、この 2 年間ですね、現場の保育士の先生方はかなり過酷な状況だと思います。今、おっしゃるようなことをお伺いしますと、ちょっと悪平等かなと思っていて、保育士さんが集まって来ないというのも、今、保育士の現場が過酷過ぎて希望者が減っていると伺います。

子どもの命をあずかっている現場なので、ぜひそのあたりは前向きに考えていただきたいと思います。

他市町においてはすべて国の 10 割負担ということで、その手当てをしている他市町ありますので、そこを参考にぜひ保育士の皆さま方の補助をお願いします。

では、最後 3 つ目お伺いします。

三枝前町長の官製談合についてお伺いします。2 月 3 日夕刻、三枝前町長の逮捕という衝撃的なニュースが入ってきました。首長の談合事件は、重大事件で言語道断です。

この談合事件に関し、執行部の対応をお伺いします。

まず 1 つ目、このような事件が起った原因や背景につき、町は独自の調査をされましたか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

1 点目のこのような事件が起こった原因や背景について、町は独自の調査をしたかということですが、この事件につきましては、現在も警察の捜査中でもあることから、町といたしましては、現在独自の調査は実施しておりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

警察が書類とか全部持ち出しておっしゃってるんですけども、警察と違う、一応行政の中で起こったことなので、今後調査してほしいというか、こういうことが起こったのかというのは現場なので、そのあたりはちょっと考えていただきたいかなと思っています。

2 つ目、2 月 5 日毎日新聞紙上で、岡野町長が「うわさは聞いていた。本当にあるとは思わなかった。」とコメントしていましたが、その当時そのことに対し、なぜ何か行動を起こさなかったのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員のご質問に対して、追及という理由が分かりませんので、反問させていただきますてよろしいでしょうか。

○議長（高橋正博君）

質問の趣旨や論点を確認するための反問でしょうか。

○町長（岡野能之君）

はい。

○議長（高橋正博君）

反問を許可します。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員のご質問について趣旨がですね、追及というところが何をもっての追及なのかというところが私には理解できませんので、そのあたりお答え願えますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

すいません、私も出した後でこの文言はちょっと適切ではなかったなと思います。ごめんなさい。

うわさを聞いていたとおっしゃいますので、例えば担当部署に行って、何かあるのかとか、そういう行動、自分なりにうわさを聞いていてそのまま、今は町長でいらっしゃいますけれども、私と同じ議員だったので、それで何か行動を起こさなかったのかなという質問です。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すみません、もう一度論点についてちょっと反問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋正博君）

はい、許可します。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

今ですね、鈴木議員の趣旨についてはですね、どのようなかたちでということとは理解しましたが、論点については議員時代で議員としてというところでよろしいでしょうか。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

その当時は議員だったんですけど今、町長になってられるので、うわさを聞いていたということに関して、やはり知っていたとは言わないんですけど、そのままというのが疑問なんです。議員としてというか、そこを流してしまったのかなというのがちょっと気になる場所でお伺いしたいです。議員として、町長としてということではなくてですね。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

このうわさは聞いていたが、というところなんですけれども、私は前町長と精通しているわけでもなく、単なるうわさというふうなことは年間何百もあります。その中で、事実に伴ったうわさという部分は、本当に 1 つあるか 2 つあるかというようなところでございます。

議員としての仕事といたしましては、二元代表制の一翼を担う者として常日ごろ予算が適正に組まれているかどうか、また住民のため安心・安全なための施策・制度がつくられているかどうか、というところを議員としての仕事としてさせていただいております。その中でですね、そういうようなところで予算部分、それから入札、それから執行、応札という部分は他市町ですね、結果がですね、ホームページ等で観覧できますので、そのあたりでどのような価格で、どのような事業が行われているかというところは勉強させていただいて

おりました。

直接、今回の事件に関しましては、議員時代に私自体がそのことについて調べということは行っておりません。ただしですね、議員としての予算が適正かどうか、この事業は適正かどうかということは常日ごろ仕事として行ってまいりました。

それとですね、議会自体がどのようなかたちで町民のための議会になるかどうかというところは、タブレット導入も含めて議会活性化委員会の充実を図るためのことに私は注力してまいりました。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

確かに私もいろいろなうわさは聞いてますが、この談合といううわさっていうのは、いろいろなうわさと一線を画していると思うんですね。なので、そのあたりを私はこだわったんです。そのうわさが、根も葉もないんだというところで、もちろんうわさはそういうもんなんですけど、同時に愚問になるんでしょうが、職員はそのうわさは聞いたことはなかったんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

まず、今、鈴木議員がおっしゃいました談合ということでございますが、談合等の情報が入りましたら、談合情報対応マニュアル等に基づきまして、対応してまいります。これにつきましても、談合はあくまで事実に基づいた通報ということでお受けいたしますので、うわさのレベルで、なかなかうわさというのは鈴木議員もご存知のとおり、先ほどもおっしゃいましたが根も葉もないこと、ということもございますので、まずは事実確認という必要があらうかなと思います。

まず職員がこのうわさを聞いたかどうかということでございますが、前町長が談合等に関わっていたといううわさにつきましては、私は、具体的に耳にしたことはございません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

なかなかちょっとすみません、私もふわっとした質問であれなんですけれども、今回うわさが本当だったということが逆にほっといいのかなという気持ちになったんでちょっとお伺いしたんです。

では3つ目、この事件はテレビやインターネットニュースでも取り上げられ、

土庄町行政の対処については、土庄町民だけにとどまらず、全国が注視しています。再発防止に向け、三枝前町長在任期間中の工事案件の精査の迅速な実施をするべきではありませんか。

精査は実施しているのでしょうか、未実施であれば、実施の検討はしているのかお伺いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

3 点目の再発防止に向けて前町長在任期間中の工事案件の精査につきましては、まず、町といたしまして、これまで実施してまいりました入札執行事務が適正であったかどうかの検証を行うために、今回の事案に関連した工事の入札につきまして内部聞き取りを実施しているところでございます。その他の工事につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

今回本当に大事件なので、今後、内部聞き取りやそのほかの工事も彼の 8 年間の工事は、すみませんが全部お手間でしようが全部見ていただきたいと思います。

最後に三枝氏の悪いうわさの延長にこの事件があるように思います。少なくとも町民が長年三枝氏に不信感を訴えていましたが、何もどうにも変わりませんでした。そして最後はこんな結果になりました。おかしいことまで当たり前流れ作業になってしまったのではないかと。町全体がそんなものと諦めてきたのではないかと。そして、ここに至っても事の重大さを自覚しているように見えない町の動きや発信の少なすぎることに住民はまたもや不信を訴えています。

町の人の思いと行政の人ごとのような温度差に苛立っている人もいます。

岡野町長は町一体で解決していきたいと述べていました。町民に寄り添い、今、何をすべきかを考えてほしいです。できうることを迅速に、そして今がチャンスです。町行政を徹底的に公正なものにしていかなければならないと思います。質問は終わります。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

3 番大野です。まず初めにロシアの侵略行為に対して抗議するとともにウクラ

イナに平和が早く訪れることを願っています。

そして、はじめての議員質問ですので、そのへんをご容赦いただきたいと思います。3点ほど伺います。

まず、2月3日三枝邦彦前町長が官製談合疑いで逮捕、2月24日起訴されました。

税金の滞納や、欠損処理問題、そして、最近では自己破産など、さまざまな問題がある中での官製談合事件であり、町の事業にも大きな影響が出ています。

このことについて教育長および幹部職員としての受け止め方、考えをお聞きたい。

2つ目、今回の件は町全体や、職員への不信感にもつながっています。

これらを払拭するためにも行政運営において風通しの良い体制づくり、部下と上司のコミュニケーションが取れているのか、問題点など互いにチェックできる仕組みになっているのか、などが必要と考えます。

信頼回復のための取り組みについては、この後の小川議員の質問がありますので、私は省いていきたいと思います。

補足をしますと、過去の検証をしますと、現職議員で税金滞納等、違法欠損処理がございました。そして、前代未聞の自己破産。税金の違法欠損処理では、前三枝町長に職を辞する進言をするべきではなかったのか、これは公務員が守秘義務がありますと同時に、違法行為を見つければ告発する義務というものもございます。

私がときどき話をしますと、公務員の皆さん必ず守秘義務だけ言われます。と同時に、違法行為を見つければ、これは告発するという義務も発生するわけです。このことは今後も忘れないでいただきたいと思います。議会も過去の議会では、100条委員会で調査すべきところ、前の議会ではそのままスルーしてきたわけです。これは申し訳ないけれども、現町長の当時の岡野議員、にも一端の責任があるのではないかと考えています。

最近の議会では法的拘束力がある問責決議、これも可決されなかった。これも現町長、申し訳ないですけれども、議員のときのことであります。

こうして、過去を検証しますと、関係者の優柔不断が結果として、官製談合という逮捕、前代未聞の事件が起きたわけです。

本来ならもっと先にきっちり整理をしておれば、ここまでこなかったというのは私は間違いないことだと思っています。そういう意味では、現在の幹部職員の皆さん、本当は時間があれば全課長に、幹部職員にお聞きしたい。しかしながら、時間の関係で教育長、企画課長、総務課長、この件について現在どういうふうに思われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

この件につきまして、私自身の今の考え、これにつきましては、この件につきまして、まずもって、こういうことはあってはならないことが起こったということで、この事の重大さ、これについては、たいへん重く受け止めております。

そして、今後、私自身のことにもなりますけれども、職務への自覚、これをしっかりと持って取り組んでいかなければならないと、またその後取り組んでいると自分は考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

大野議員の、企画財政課長として、答弁させていただきます。

厳しい財政状況の中、沖之島島民の悲願でありました、架橋事業につきまして、国庫補助金の決定がなされ、町負担分の予算を組みました。その事業スタートでこのような事件が発生したこと、とても悲しい気持ちです。

また、町民の皆さまには多大なるご心配、ご迷惑をおかけしました。役場内におきましては、再発防止のため入札制度の見直し、また法令遵守について協議、検討を進めております。

また、土庄町のために、町民のために、各部署では、さまざまな事務執行を行っております、部下職員の士気低下を心配しつつ、風通しの良い職場環境を目指していくつもりでございます。町行政を止めることなく、反省し、また、前向きに取り組んでいくため、岡野新町長の指揮のもと、幹部職員一同、一丸となりまして、この問題に向き合い、土庄町のため、町民のために、これまで以上に業務にまい進してまいりたいと考えております。このことにより、土庄町の信頼回復に努めてまいりたいという所存でございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員の１点目のご質問にお答えいたします。

私どものほうにつきましては、企画財政課長が代表して申し上げましたので、私個人の心情について申し上げたいと思います。

三枝前町長の逮捕および起訴につきましては、大野議員のおっしゃるとおり、起きてはならないことが起きてしまったことと、非常に残念に思っております。先輩方の不断の努力と誠意によりまして連綿と続き、また、現職員が日々、業

務に励む中で構築してきた町民の皆さまとの信頼関係にひびが入る結果となってしまうことは、総務課長として非常に残念なことと思っております。ごんきに堪えないことだと考えております。

今後につきましては、大野議員の 2 点目の質問にありますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

確かに、答弁は、優秀な幹部職員としての答弁でございまして、本当に実際の場面でそうなのかということが大事です。それは、上司に忖度するのではなくて、いつも町民のほうを見て行政を行う。このことが改めて大事であろうと、おそらくは、忖度が無ければ、本来なら幹部職員がいさめる、さまざまな問題が起きたときに上司に対して、きっちりといさめるというのも公務員の仕事でございまして。民間の会社はなかなかそうはいかない。しかしながら、公務員という立場では、そのことを改めて全職員の皆さまに徹底させていただくようお願い申し上げたい、というふうに申し上げたいと思います。

時間の関係で、次に進みます。

瀬戸内国際芸術祭が 2022 年 4 月 14 日から、ほぼ開催されるでしょう。前回は、小豆島 18 万 6098 人、豊島で 14 万 3373 人、数多くの来客があり、経済効果もあったわけです。しかし今回は、コロナ禍における開催となり、現在、県内でも感染者が高水準で推移をしています。小豆島、豊島は、医療体制が脆弱である上に、土庄町の高齢化率も 42.7%と高い現状では、コロナ感染が増えれば、たちまち命に関わる問題でもあります。安全・安心な町づくりを町長もおっしゃっておられました。いつも、そのフレーズがどこから、聞こえてきます。本当に安全・安心な瀬戸芸ができるのか、感染者対策、対応について具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

瀬戸内国際芸術祭 2022 の開催にあたっては、まず政府や香川県の対処方針を基本的な指針として、新しい生活様式や業種ごとに作成される、感染拡大防止予防ガイドライン等に基づく適切な感染対策、また、ケース別、島別の対応策を講じることとしており、実行委員会がまとめました瀬戸内国際芸術祭 2022 新型コロナウイルス感染症対策の指針に沿って対応していくことになります。

その指針に基づきまして、マスクの着用、あるいは手洗い、こまめな消毒と

いった基本的な対策の徹底はもとより、来場者には検温などの体調管理を行い、発熱等、異常がない場合には目印となりますリストバンドを配布する一方、発熱などの症状がある場合には、作品および施設の鑑賞をお断りするというようにしております。

今回の芸術祭では、従来の紙パスポートに加えまして、デジタルパスポートを新たに採用することで、接触機会の低減が図られております。

また、有症状者の発生時に備えまして、他の来場者から離れて待機できるスペースを設けるほか、常時オンラインで実行委員会に常駐しております看護師とやり取りができるよう、準備を進めておるところでございます。

また、必要に応じまして、実行委員会が用意します搬送用の船舶や車両を活用することで、密にならない状態で本土側へ移動できるよう、準備を進めておるところでございます。

3回目のワクチンの接種も進む中で、町民の皆さまの安心につながるよう、できる限りの感染防止対策を図るとともに、今後の感染状況や治療薬の開発状況なども注視しながら実行委員会、また関係団体と連携しまして、瀬戸内国際芸術祭 2022 の開催に向け、現在準備しているところでございます。

○議長（高橋正博君）

再度、皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りください。傍聴席も含めてよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

誠に申し訳ないんですけども、先ほどの課長の答弁はまったく具体性がないわけですね。これ、香川県がちゃんと書いてます。リストバンド配布とか、あるいは救急搬送ほんとにするとか。私の質問は、例えば豊島であれば救急搬送の船は準備ができていのか。あるいは感染者の待機場所、具体的に決まっているのか、小豆島ではどうなのか。

そういう具体的な中身を質問をしています。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、大野議員さんの質問にお答えいたします。

まず、豊島、小豆島共通となりますが、発熱者、疑いも含めてですが、出た場合ということですが、その場合には、瀬戸内国際芸術祭実行委員会のほうが用意します専用車両でまず隔離しまして、瀬戸芸のスタッフがリモートで看護師と面談をした上で、これもまた瀬戸芸の実行委員会が用意しますチャーター

船で島外へ搬送ということが基本的なスタンスになろうかと思っております。基本的には島外へ搬送していくという体制を取っておるところでございます。

それから豊島のほう、ちょっと今出ましたけれども、豊島につきましては大野議員のおっしゃるように、なかなか救急搬送体制のほうが脆弱であるというところは否めないところでございます。そのような中で豊島のほうの、地域のほうから要望もある中で、瀬戸芸期間中に救急搬送時の指揮する方でありますとか、搬送の補助など、救急対応ができる救急救命士の方を現在 2 名、協議しているというところでございますので、この 2 名の方を置くべく、今、協議しているところでございます。

また、救護スペースでございますけれども、これも具体的には、おそらく、交流センターのほうにはなろうかと思うんですけども、救護スペースを設けまして、そこでも、できることであれば、看護師を常駐させたいというふうに今、考えておりますので、そのあたりも今、協議をしているところでございます。

いずれにしても、実行委員会のほう、それから今回につきましては、高松市の消防局なんかとも、ご協力・ご支援いただきながら進めているところでございますので、引き続き、連携してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

少しまだよくわからないですが、基本的には実行委員会に丸投げしないようにしていただきたいということなんです。ほんとに、例えば香川県もいい加減ですけど、リストバンドしてても、罹る場合があります。その後の対策が一番大事なんです。そのへんも含めて、時間の関係もありますけれども、実行委員会に丸投げしないで、もう少し具体的にこうやるんだということを今後、お示しいただきたい。

例えば、今言うように交流センターが 1 つ出ました。ここが、場所です。だから、そういうような具体例がありますと安全なわけ。そういうことをぜひ、示していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

先ほどの、三木議員の質問にございましたので、社会福祉拠点の整備についてですが、やすらぎプラザという具体的な場所の前向きな答弁がございましたので、それは省かせていただきます。

私が特に問題と思うのは、最初の質問と同じように、これも、前議会の三木議員の質問に対して、こういう前町長答えてます。「公民館であれば、便利になると判断した。担当課のほうから細かい話がなかったので、まさかという気持

ち」これ、どういう意味かと申し上げますと、部下から何の意見もなかったという、これ議会の答弁です。これをもとに話をするわけですから、これ、どうなんですかね、教育長。例えば、今、公民館使ってますね。公民館。そのときに、町長この答弁でいきますと、何にも言わなかったということになりますね、部下が。部下の具申がなかった。例えば、公民館、教育長としては、「それはないでしょ」と、その一言でもあったのかどうか。教育長、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

当時、この福祉総合会館の件につきましては、あの、全体的な、町全体としての動きの中で出てきたことでございまして、そういうような方針が示される中で、中央公民館の使い方については検討しなくてはならないというふうに私自身も考えておりましたし、その段階ですぐに結論が出るというものでありませんでしたので、その後の協議の中でというふうに考えておりました。ですからその意見が出てきた中で、返していこうというように考えておりましたので、最初の案が出た段階ですぐに、その結論に対して「公民館としての使い方はこうですよ」というようなところまではいっておりません。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

今の答弁も、本来なら町長に待ったをかける、「待ってください」、それはなぜかと申し上げると、町民の多くの皆さんが福祉会館を利用されてました。それぞれ皆さん散り散りばらばらに行くところもないまま、本当に困ってたんです。私も随分聞きました。本来なら、幹部職員がとりあえず待ったをかけて、行き先を決めて、それから、行動するべきものが、今回は全くこの答弁からみても、実際に皆さん四苦八苦されてたという、まさに町民不在の結果なんです。

本当に、教育長も教育の専門家ですから町民の立場をまず考えると、先ほどのことでなくて、ちょっと待ったをかけるべき立場にあったのではないか、もう一度答弁願います。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

再質問にお答えいたしますけれども、その当時、町としての、福祉総合会館の使い方、またその後の全体的なところのものをどうしていくのかということこ

ろの段階でありましたので、特に、そのときに待ったをかけるとか、いうようなところではなかったというふうに思っております。

全体のなかで考えていくべきものであるというふうに認識しておりました。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

全体の中でという意味は、どういう意味ですか。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

そのものを町長含め、当時の町長ですね、町長、私、担当している課等が、その中で集まったときに方向性を検討する場がある中で検討していくべきというふうに考えておりました。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

質問ですけど、例えば、全体の課長会議とか、そういう中で決定したということですか。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

最終的に、いろいろと協議があったということは認識はしとんですけれども、最終結論が出たというのは、どの段階であったかというのが、ちょっと認識的に難しいなと思うんですけれども、ただ、いろいろな協議の中で話が出ていって最終的には町長の判断に基づいたということにはなるというふうに思っております。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

私が申し上げたいのは、個々に責めてるんじゃなくって、それぞれの責任ある幹部の人たちが、行政の幹部が、職員が、やはり現場の声を聞いて、まず現場の声を聞くべきだと、その前にいわば言葉悪いですけど、町長の鶴の一声で、そのまま動いていくと、まさにこれほんと、さっきも申し上げましたけど、町民不在なんです。

これお分かりですか、町民不在という意味が。質問答えてください。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

はい、そのことについては、その意味は分かっておるつもりです。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

ほんとにね、僕真剣に言っているのは、多くの町民の皆さん困ってるんですよ。福祉の方も。ほんとにたぶん担当課長、生涯学習課長にもずいぶん苦情がきてると思います。

そういう意味では、本当にもっと町民の立場に立っていただきたい。さっきから話していることなんです。

言葉の、町民不在の言葉の意味を言っているわけじゃないんです。

まあ僕も賢くないけど、言葉の意味は分かってるんです。中身の問題、これを言っているわけです。

ほんとに多くの皆さんが困ってらしたんです。ここが大事なんです。その後、現場で、意見を聞きましたか。教育長。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

はい、その後、実際に移動した後、使用しておった団体、担当の課長のほう、補佐のほうで、すべて回らせていただいて、現状を確認いたしました。その後につきましても、関係する団体等、機会あるごとにですね、意見を聞きながら、そして困り感、こういうようなことができてないんだということを聞きながら、また、調整を担当課としてですね、調整をしながら使用をどうするかというようなことを検討しながらお返しをし、そして調整をしながらやらせていただいております。今、現在について、なかなかコロナ禍の中で、使用する機会というのが、団体そのものも減ってはきておりますけれども、これが終わった後ですね、コロナが解消されることはないと思いますけれども、そういう中で、これから調整していかなければならないなというふうには認識しております。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

そういうふうにして、ほんとに町民のために働いていただきたいと思います。

企画課長にも同じ質問ですが、このことについて、どう思われているかお願いしたい。お答えを聞きたいです。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

やはり町政業務するにあたっては大野議員のおっしゃるとおりだと思います。現場あつての行政でございます。常に対話ですね、コミュニケーションといいますけれども、何するにも相手と対面になってですね、聞くということ、これは非常に大事だと私も思っております。

今回の反省をいたしましてですね、施策等するときには必ずそういった対話、相手の意見とかそういったところをまず聞いて、それから事業を進めていくということに努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

今の答弁で、ほんとに心から、真摯にね、そうしていただきたい。今後のことがありますんで。人はやっぱり失敗もしますし、行政も失敗もあります。だけど、失敗があつたときにすぐ速やかに改善するということであれば、それでいいわけですから、失敗を恐れずにですが、やはりいつも町民の側に立って、学校で申し上げると、子どもの立場に立って、私、30 年おりましたから、そのことが間違えると、失敗をするということなんです。このことを申し上げて、私の質問は終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開は、13 時 20 分といたします。

休 憩 午後 0 時 20 分

再 開 午後 1 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

申し訳ありません。先ほどの発言の中で言葉の間違ひがありましたので修正をお願いします。問責決議と不信任案決議の間違ひでしたので修正をお願いします。ご迷惑おかけしました。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

皆さま先ほどですね、濱野議員の質問に対する答弁の中で水道企業団の話なんですけれども、水道料金の改定を予定しているのが令和4年と申しましたが、令和5年の間違ひでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋正博君）

続き、一般質問を行います。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

1 番、小川です。私からは1点、質問させていただきたいと思います。

令和3年11月、町が発注した沖之島の架橋工事に関する入札情報を三枝前町長が事前に漏らしたなどとして、官製談合防止法違反などの罪で逮捕、起訴されました。これは、土庄町民にとっても、とても大きなニュースの一つではないかと思います。

そこで、このような事件を二度と起こさないために、土庄町としてはどのような取り組みを考えているか、お願いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

このような事件を二度と起こさないために、いわゆる再発防止策についてでございますが、町におきましては、令和４年２月７日に土庄町公正入札調査委員会において、再発防止策も含めて今後の入札制度の在り方について、および今後の対応、対策について検討をはじめ、議論の場を土庄町建設工事等入札参加資格審査委員会に移し、具体的な再発防止策の実施について検討してきております。

委員会の中で、まず、漏洩防止策を含めた入札制度の見直しと、検証のための内部聞き取りを実施することを決定し、先ほど申し上げたとおり、着手をしております。今後は、県、他市町の事例も研究しながら、公平・公正な入札制度の在り方について、外部からの評価についても視野に入れ、検討していくこととしております。

また、職員の信頼回復に向けての取り組みについてですが、まずは職員一人一人が公務員であることの自覚を持ち、町民の皆さまの信頼に応えられるよう、自らを鑑み、職務に専念するよう自覚を促してまいりたいと考えております。併せて、コンプライアンス研修や公正取引委員会による、入札談合等関与行為防止法研修会などを実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

１番 小川務君。

○１番（小川務君）

今おっしゃった入札について、あと、個人のことでですね、あと公正取引委員会等ありますし、個人的な研修とか、例えば法令遵守とか倫理研修、あるいは幹部職員たちの再発防止、もしくは専門家の弁護士さん等に研修をしていただくとか、そういった取り組みも踏まえて取り組んでいただければと思います。

それから今後なんですけど、司直の手で明らかになった事実ですね、そういったことが分かってくると思うので、今現在、分かることは限られると思うので、そういった事実を踏まえた再発防止策に取り組んでいただければと思いますのでよろしくお願いします。

それと、最後なんですけども、岡野町長に今回の事件ですね、こういったことがあって、どういったお考えか聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

小川議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まずもってこのような事件が起こり、町行政に対する信用を大きく失墜させる結果となったことは大変遺憾であり、住民の皆さまに改めて深くお詫び申し上げます。

現在は、警察等の捜査に全面的に協力するよう職員に指示を出しておりますが、再発防止の徹底と、一日も早い信頼回復のため、職員とともに全力で取り組んでまいります。

また、議会より申し入れ等もいただいておりますので、真摯に受け止め、その申し入れに対して、早急に進めていきたいと思っております。そのことによりまして、議員の皆さまもご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

今町長がおっしゃったように今後の対応策、考える上でも裁判でどういったことが原因かということが判明しましたら、取り組んでいただいて、土庄町としてできること、町長がおっしゃった施政方針ですね、職員の先頭に立ち、皆さまが安心して暮らせることができる健全な町政に取り組んでいけたらとおっしゃったと思うので、取り組んでいただければと思います。

また、今月はもう子どもたちですね、高校生たちが巣立っていくと思いますので、将来子どもたちが帰って来れるように土庄町を再生していけたらと考えてますので、皆さんで協力して取り組んでいければと思います。

私からの質問は以上になりますので、ありがとうございます。

○議長（高橋正博君）

次は、8 番 福本耕太議員の質問ですが、福本耕太議員から資料提出の申し出がありましたので、これを許可しております。

そういうことを申し添えて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

8 番、日本共産党の福本耕太です。

まずはじめに、一般質問に入る前に、ロシアによるウクライナ侵略に対し、強く非難と抗議を申し上げます。また、ロシアによる撤退を求めるとともに両国の死者に対し、心からお悔やみを申し上げます。ならびに 3.11 東日本震災の被害者に対し、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、本題に入りたいと思います。

まず 1 つ目の質問は、高校卒業までの医療費無料化の質問になります。岡野町長は 12 月の町長選挙に伴う公開討論会で、小豆島青年会議所主催の席で、子育て支援策について問われ、次のように述べました。「子育て世代の支援策として、子ども医療費助成制度を高校卒業まで、または 18 歳の年度末まで対象にすることをしなければならないと思っています。ちなみに県内では善通寺市、直島町、琴平町が実施しております」と、日本共産党もこの 8 年前から議会で提案し、三枝町長に実現を求めてきましたが、昨年まで同僚議員として活動し、町長となられた岡野町長が同じ考えを持っておられたことについて、また、公開討論会の場で堂々と公約されたことは、非常に心強く、大歓迎しています。公開討論会の場でしなければならないことと、強調していたので、本来、当初予算で出てくるのかなと考えていたんですけれども、残念ながら、当初予算のほうには上がっておりませんでした。

そこで聞きたいと思います。岡野町長はいつまでを期限に、この制度を実施しようと考えているのでしょうか。

また実施にあたって、今、何が課題になっているのか実施計画を聞きたいと思います。答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

福本議員のご質問にお答えします。

濱野議員のご質問にありました少子化対策にも関係をいたしますが、効果的な子育て支援策を行っていく必要があると考えております。また、高校卒業までの医療費無償化につきましても、岡野町長からは、私ども担当課のほうには事業を進めるにあたっての問題整理等含めて検討するようにというご指示をいただいております。

現在、いつまでにというのは決定はしておりませんが、高校が小豆島一つだけになっておりますので、無償化の対象を高校卒業までとする場合には、土庄町から小豆島町に呼び掛けを行いまして、足並みをそろえて実施するべきだというようなお話もいただいております。これにつきましては、小豆島町のほうでも考えている部分があるということは聞いておりますが、ご承知のとおり小豆島町については町長選挙がございます。町長選挙が済みまして、ご当選された新町長さんに対しまして、岡野町長のほうから呼び掛けを行っていただきまして、足並みをそろえて実施できるように進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

18歳の年度末までの町民の方に対して、医療費の無償化の実施については実施する方向で進めております。

当初予算に組み入れられなかった理由として、一つは、子育て世代の支援として、出産祝い金などを含めた子育て支援策に対して全てを見直し、子育て環境を充実させるための検討をするための時間が必要であると考えております。

もう一つは、先ほど健康福祉課長も答弁いたしましたが、小豆島町では18歳の年度末までの医療費の無償化を行っておりません。

そこで、小豆島の高校は一つですので、ほとんどの学生が小豆島中央高校に行くことから、学生が不公平感を持たないかたちで小豆島町に足並みをそろえて実施するよう呼び掛けたいと思っております。

今後については、順次お知らせしていきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

考え方としてはよく分かったんですけども、小豆島町議選挙は4月17日、町長選挙もですね、それから考えますと6月議会、または9月議会までには実施が可能なんじゃないかなと、今、小豆島町のほうの町長候補の方も実施したいと考えているということですので、質問させていただきましたのは期限がほしい、いつ頃までになると考えているかということで質問させていただきましたので、岡野町長の頭の中である期限ですね、タイムリミットをお答え願えたらと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、小豆島町とですね、足並みをそろえるというかたちが一番望ましいと思っております。というのも、コロナの助成金のときにですね、小豆島町側と土庄町側との期間のずれが3カ月くらいありまして、そのときに、たいへん多くの保護者の方、また生徒の方から、環境が違うというようなことを申し出をいただきました。そのようなことから期限を切るところを、今しばらく、町長選挙が終わるまで、待っていただけないかと思っております。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ちょっと質問の趣旨誤解されてると思うんですけど、向こうはどうでもいいんですよ。岡野町長がいつまでにやりたいと思っているかどうか、ご自身のお考えをお聞きしてるんです。向こうがどうこうじゃなくって、別に両町一緒じゃなかったらできないわけじゃないんですよ、制度上。だから、今、岡野町長のお気持ちとして、いつまでにやりたいと思っているかということを、事実上、現実的にどうなるかは分かりませんよ。そのタイムリミットを切ったんだったら、町民の民さんはそこに向けて頑張るんだらうなというふうに思われると思うんで。やりたいというのはおっしゃってるんでね。

ただ、残念なことにね、三枝町長もやりたいということをずっと言ってたんですよ。言ってたんだけど、8 年間放置したんですよ。

こういうこともあるんで、やはり先ほどいろんな課長さんたちが丁寧な説明、住民に対して、ということをおっしゃってたんで、だから私が言うてるのは、町長が自分の気持ちとして、いつまでにやりたいということをきちっと公言していただけたらと思ったんで質問したんです。どうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、いつまでという期限の中で、私自身、先ほど説明しましたが、コロナの助成金の際にですね、ほんとに多くの方が、小豆島町と土庄町の制度が違うというところで、強いては、移住したほうがいいなという方まで出ておられました。そのようなことを考えてですね、やっていく制度でございますので、私自身はすぐにでもやりたいと思っております。ただ、その答えに関しましては、小豆島町との擦り合わせの上でお答えさせていただきますことを申し上げさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

すぐにでもやりたいということでしたら、6 月議会で予算を上げたいというふうに考えているというふうに解釈させていただいてもよろしいのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

実際ですね、6 月のときにはですね、8 月ぐらいにだいたいいろいろな制度

が決まっていますので、6月はたぶん、今のところ難しいと思っております。

ただ私今、申しましたように、生徒間でのいざごが起きないようなかたちでというところを望んでおりますで、6月は今のところ無理でございます。早くて9月でございます。間違いなくこの制度は作っていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

そういうことを聞きたかったんです。6月が無理やったら、こういう理由で6月は無理やと、でも9月やったら何とかできるかもしれないと、だから9月までにやりたいと思っているというふうに答弁していただいたら、私の質問にかみ合ったかなと思います。ありがとうございます。

ぜひ、9月までに補正予算で上げていただきたらと思いますのでお願いします。次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、土庄中学校のグラウンド東側にですね、ナイター設備の設置という質問でございます。

これも、前町長の三枝町長時代にも質問をしておりますけれども、一貫して放置されてきておりました。

ぜひ、岡野町長に変わりました、実施をしていただきたいと思います。

土庄中学校のグラウンドの東側はナイター設備が脆弱で、以前からサッカー部や陸上部の学生、保護者の方から、薄暗いのももう少し明るくしてほしいという要望が私のもとにありました。学生が、安全にかつ快適に部活動ができるようナイター設備を設置していただきたいと思います。具体的な提案ですが、ナイター設備をどのように取り付けるかについてですけれども、約10年前に、消防署の建て替えに伴って、土庄中央グラウンドから取り外された2基の照明設備があります。現在は淵崎地区にある、保管所に置かれていますけれども、これを再利用して設置する方法が費用もかからず、町民の財産を活かす観点からも、最も有効なやり方だと考えております。

以前に質問した際には、電球など消耗品を取り換えてスイッチをつける、または他の照明に配線をつなぐなどして、ポールを立てて設置しても200万円から300万円できるという説明が町の教育委員会からありました。せっかくの町民の財産ですので、朽ち果てるまで放置するのではなく再利用、再活用する観点からもぜひ実施をしていただきたいと思うのですが、町長の考えを聞きたいと思います。

その前に、どういう物かっていうのを皆さんに見ていただけたらと思うんですけれども、保管所に保管されてます照明設備というのはこういうものになりま

す。

(パネル提示)

こんなんです。見えますかね。こういうやつで、違う角度から取った写真が、こんなふうになっております。前の町長のときにはね、「今ある設備が壊れたときにこれを取り換えて使うんです」いうておっしゃってたんですけどね、これ見てもらったら分かると思うんですけどもね、ごみの山の中に放置されているというか、捨てられているような状態になっているんですよ。私、非常に悲しいんですけど、これ国民年金基金か、国民年金の積立によって国が作った基金でこの照明作ってるんですよ。だから、ほんとにもうそういう意味では、これまでの大人が積み立てた年金で、子どもたちのために、地域のためにということやってるんですけど、それが今実際のところこうやってね、ごみの山の中に埋もれてます。私は、これ自体はね、ごみのけてちゃんときれいにすれば使えますので、ごみから出してですね、中学校のほうにきちんと電球も付けて、取り付けていただければ、新たなものを付けなくても十分に使えます。これ、中央グラウンドで使ってるのと同じですから、できると思いますんで、ぜひやってほしいと思うんですけども、これについての町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄中学校の部活動については、学校活動の中でも生徒の下校時間に大きく影響し、生徒の安全に関わる問題となりますので、教育委員会としましても注視をしているところです。

そのような中、以前の部活動は夕方遅くまで、また冬は暗くなっても活動を続けていた現状がありましたが、昨年度の４月からは、教員の働き方改革の影響もあって、夏は１８時１５分、冬は１７時４５分を終了時間と定め、全ての部が早い時間に活動を終え、定時のスクールバス等で下校することとしています。よって、現在は辺りが暗い中、長い時間部活動を行うような状況にはないので、以前のようなけがの危険性などはかなり減っていると考えています。

また部活動の終了時間も、さらに早める声もあると聞いていますので、PTAも含めた学校内での検討にも注視していく必要があると思っています。そのような事情を反映してか、令和２年度以降は、保護者や学校側からもナイター設備の設置要望は今のところ無いと聞いております。

よって、教育委員会としましても、現状ではナイター設備を改めて整備するような状況にはないと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

たぶんそういうふうに返事してくるんだろうなと思ったんですけどね、課長。

あのね、学校の中で部活の時間をどうするかとか、そういったことっていうのは教育委員会が決めるんじゃないんですよ。学校の先生や保護者や子どもたちと一緒に学校の現場が決めるんですよ。ということはね、今はコロナがあったりとか働き方改革があったりとかで短縮になってるかもしれません。けども、今後ですよ、今いる中学生が卒業して、新しい中学生が入ってきたりとかする中で、PTA とか、保護者会の中で話したり子どもたちの意見聞いたりする中で、やはり 6 時半まで部活を続けたいとか、以前だったら 7 時前ぐらいまでしてることもありました。それは年年によって変わるんですよ。そういったときに、もう、真っ暗な中やったら暗いからできないということで制限されるじゃないですか。今まで実質、7 時前までやってたときには「暗いなあ」って言いながら、「危ないなあ」って言いながら、保護者も「怖いなあ」と言いながら、でもやっぱり 7 時まで部活させてやりたいからということでやってたわけですよ。そういう町民のね、願い、想いっていうのを教育委員会がどう受け止めるのかなって思って、私聞いてたんですけども、今こんななってるから付けないでいいんやっていうのはちょっと私、びっくりしましたね。

単刀直入に申しまして、設備があったって、別に使わなかったら使わなかったでいいんですよ、いうたら。というのは、真夏の時間は 6 時半とか 7 時ぐらいまで明るいです。そのときにナイター付ける必要はないですよ。

でも設備がちゃんとあれば、備えがあれば憂いなしという言葉もあるように、使いたいときには使えるんですよ。特に、秋が深まってきた頃、特に冬に入った頃とか、今の時期はちょっと明るくなってきてますけれども、必要なときに使えるように付けておくというのが、教育設備、教育の施設の物ですから。そういう意味で、私は、付けたらいいんじゃないですかと。年中 365 日使うわけじゃないです、実質。それは野球でもほかのスポーツでもそうだと思いますけど、明るいときに別にナイター付ける必要ない。中央グラウンドでもそうですよね。スポーツ少年団に貸してますけど、明るかったら付けないですよ。暗くなってきたら付けます。

どういうふうに活用するか、学校が、現場がどういうふうに活用するかっていうのは現場に任せたらいいんですよ。私が言ってるのは、現場が使いたいと思ったときに使えるようにきちんと整備するのが政治の仕事じゃないですかっていうのを言うてるんです。

町長に、それも踏まえてお聞きしたいんですけど、私はほんまにさっきもこ

れ出したんですけど、こんなごみの山の中にね、燃えないごみみたいに放り投げられているこの照明見てすごく悲しい思いしてるんですけど、この照明きちんと引っ張り出して、きちんと整備してみんなが使えるようにしたらいいんじゃないかなと思うんですけど、町長のお考えをお聞きしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

ナイター設備を設置するしないを別にしての話、その今そういうふうになっている状態のものに対しましては、町の備品をですね、そういうようなかたちで保管しているということは、この場を持ちましてお詫び申し上げます。

ただですね、その物の現状の電気設備の中で、それたぶん水銀灯の設備だと思うんですけども、今の現状では水銀灯の設備を新たに設置するということは民間でも行政でも考えられません。LED化するはずですが、そのそういうふうな保管の仕方と償却の仕方という部分は、伝えてなかったことに対してはお詫び申し上げます。

それと、ナイター設備に関しましては、私も福本議員の質問出てからなんですけども、3度4度ほど、5時半過ぎにサッカー練習しているところ見に行きました。ただコロナで練習してないですけども。言われたように、時間短くしているんで、その状態であれば、暗いというようなことではなかったと思います。

それとですね、時間を延ばして部活をしたいという方もおられると思うんですけども、私が聞いた中では、迎えに行けないので、定時のスクールバスまでに間に合わせてほしいという、ただ、子どもが部活をしたいんだが、定時に間に合わないような時間であれば、部活をさせられないというふうな声も多く聞いております。そのような中で私自身は、学校と協議しながらですね、今後の在り方についてお聞きし、備えあればという考え方よりも、取り付ける必要がないのであれば私は今、整備するような状況ではないと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

必要であるかないかというのは、さっきも言うたんですけど、その年年の子どもたちや保護者や、変わるんですよ。今いろんな条件が、コロナもありますから、第2便に乗って帰らなあかんっていうのも、もちろんそれは子どもたちや保護者、先生たちが考えて、今の現時点においてはやってることなんです。この質問が出てから見に行かれたっていうんですけど、明るいじゃないか

という話なんですけど、今の時期、明るいですよ。今の時期、使わないんです、ナイター。僕、暦詳しくないんですけど 10 月半ばぐらいから、12 月とか一番夕方が暗くなる時期があるんですよ。その時期にやはり、私が以前からずっと聞いているのは真っ暗で部活がしにくいということは、聞いたんです。その時期に、使うもんであって、今、町長が見に行かれた時期、この時期っていうのは、日が長くなっておりますので 5 時半でも 6 時でも明るいですよ。6 時半でも明るいですよ、今やったら。6 時半はちょっと言いすぎかな。でも、明るいですよ、でも、この時期の話じゃないんです。もっと期間的には短い期間ですけども、真っ暗になってくる時期に活用するためのもんなんです。先ほども課長に言いましたけど、活動するかどうかっていうのは、その年年によって生徒も変わるし、親も変わるし、それは学校の先生たちと相談しながら使うものですから、やるかどうかっていうのは。相談したときにやりたいと思ってもなかったらできないんですね、だから、今までは、やってたんです。やってた時期には暗いから、物があつたらできんのにって声があつたんですから、今はそうなってるけど、これから先だって「コロナが落ち着いてきました。じゃあ、みんなで部活もやれるようにしましょう」というふうになった場合には活用できるから、だから、そういう意味では、私が言うたのは、備えあれば憂いなしですよと、子どもたちや保護者、学校関係者の意見を十二分に組み上げられる仕組みなってますよ、と。ちゃんと取り付けられね、ということで提案させていただきます。

先ほど、水銀灯がどうたらっていう話しやったんですけど、これね、現実到现在、土庄中央グラウンドで使ってる照明なんです。同じ物なんです。

生涯学習課長に聞きたいんですけど、これに LED 取り付けてるってことはないんですかね。詳しくないんですけど、今の中央グラウンドの照明は、LED は取りつけてはいないんですか、それとも取り付けてますか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

これまでの議会の答弁も確認してみました。その中で、今、外しておる 2 基につきましては、現在、中央グラウンドで 4 基同じ物が付いております。4 基付いておる中央グラウンドの照明が切れたとき、ランプの交換のときに 2 基外したもののランプを交換部品として、交換しておる経緯は確認できております。今のソケットに LED ランプが付くかどうかということの確認はできておりません。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

できていないということなんですけど、ソケット部分をね、変えたらね。

（パネル提示）

これね、ものすごく大きな照明があるんですけど、こういう部品とかがね、すごい貴重なんですよ。この、こんなんが。こっちの付ける部分については、取り換えれば LED を付けられるはずなんですよ。これとこの枠、取り付けてる大きな枠があるんですけど、この枠が、あるのとないのとでは、全然違うんですよ。先ほど 200 万から 300 万で付けられますよというて前の課長が言うてたっていう話なんですけど、それはこれがあるから、電柱を建てたりとか、配線とかスイッチとか付けても、この値段でできますよという話やったんです。概算ですよ。もっと安くなるかもしれません。僕が言うてるのは、この枠とかこういう物を再活用できるやないですかと。LED うんぬんかんぬんの話でなくて、そんなのは配線変えりゃ済む話やから、この枠をきちんと使えば、こんだけライトがいっぱい付いてて、照射をしっかりとできるっていう設備自体があるっていうことが、私はすごく土庄町にとっては、大きな財産やと思ってるんです。

先ほども言いましたけど、これ、税金で作ってるんですよ。税金で作ってるんやから、ぜひ再活用していただきたいというふうに思います。

町のほうから出ました、学校の現場でやってるかどうかっていうことについては、今後変わるということをはっきりさせておきたいと思います。それは、現場と相談してやることやから現場に任せたらいいと。この照明については、部品を取り換えればきちんと使うことができるということもはっきりさせておきたいと思います。

そういう意味では、こんなふうにごみに住民の財産を埋もれさせるんじゃないくて、ぜひ、子どもたちのために、再利用していただきたい。ここは町長変わったんで、ぜひ、住民の声聞いてやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

次は、住宅リフォーム助成制度を実施してですね、地域経済の活性化を進めていただきたいという質問になります。

民間住宅のリフォームを行う際、地元の業者に発注を行えば自治体の補助が受けられる「民間住宅リフォーム助成制度」は秋田や岩手県など東北地域から始まり、「しんぶん赤旗日曜版」が一面で取り上げるなどして、全国に知れ渡るもとで実施する自治体が急速に広がっています。

経済効果は、どこでも町の補助額（支出額）に対して、売上額は 10 倍から 20 倍に及んでおり、住民、業者、そして自治体、これは税収の面でありますけれども、すべてで良いことだらけの「三方よしの政策」として、すでに 10 年以上前から全国の地域、自治体で、経済活性化策として実施されております。

小豆島町では、6年ほど前から塩田町長のもとで実施をされ、大人気で、予算をつけてもその後ろからまた大行列ができるということで、何度も補正を組んで、実施しております。

ところが、うちの町では、三枝町長のもとで、8年間ずっと実施が見送られてきており、小豆島町との比較では、数十億円の規模での経済損失が起きております。

耐震化と一体化のリフォーム助成は、全国でも実施している自治体は、今、土庄町がやってる分ですね、耐震化やったらリフォーム助成、補助つきますよ、というのは、わずか数%。地域経済の活性化という面では非常に脆弱であることも実証されております。これは、民間住宅リフォーム助成との比較ですよ、比較で。現実的には数字的にも低いんですけども。

この、今やってる制度をやめろということを言っているわけじゃないです。それはそれでやったらいいんですけど、民間住宅リフォーム助成制度をやることによって、この耐震制度っていうのもカバーできるんですよ。カバー。大は小を兼ねるじゃないですけど、そういうかたちになりますんで、ぜひ、地域活性化という点で、仕事おこし、住民の住宅環境の改善、それから、町税が増えるというこの3点から、この制度を実施していただきたいと思うんですけど、町長の考えを聞きたいと思います。

あわせてですね、もし、耐震化、今までね、町長も言われましたけど、耐震化を進めたいんやということでリフォームをひっつけてるっていう話だったんですけど、耐震化をほんとに進めたいんだったら、今、国、県、町で耐震化の補助してますよね。そこの町の補助部分を引き上げて、上乘せしてですね、全体の補助率を上げれば、これはもう耐震化に直接的に影響しますので、そういうふうにやったらいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、まず、1つ目の質問として、今言いましたやる気があるかどうかということと、合わせて2つお答え願えたらと思います。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

それでは、福本議員のご質問にお答えいたします。

福本議員ご承知のとおり、土庄町民間住宅耐震化リフォーム支援事業は耐震対策工事と併せて住宅リフォームを行う町民に対し、商品券により助成しております。令和3年度の実績は5件あり、平成29年度から5年間で9件の実績がありました。引き続き、この支援事業を進めることにより民間住宅の耐震対策につなげていきたいと考えていることから、現在のところ、新たな経済政策としてリフォーム助成を行うことは考えておりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

まあやる気はないということでした。私さっき耐震化やりたいんだったら町の補助率を上げたら、そっちのほうがいいんじゃないかという質問をしたんですけど、町長答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えさせていただきます。

耐震の補助率は、数字間違えてたら申し訳ないんですけども、耐震診断については、10 万円のところの 90%、9 万円、また耐震改修については、90 万円の補助が出るというように思っております。そのあたりで、耐震改修した場合、必ず、家の側面等をのけてったら耐震診断・改修いたしますので、リフォームはついてくるかたちになります。そのあたりで、私の住宅リフォームの助成制度についての考えを述べさせていただきます。

土庄町の耐震化については、約 6300 戸の住宅に対して、2700 戸の住宅が耐震性なしの状況でございます。30 年以内の発生率が 70%から 80%と予想される南海トラフ地震や、30 年以内に発生率が 9 から 15%と予想される直下型地震が起こった場合、建物の倒壊による多くの死者が出ることが予想され、建物の全壊については香川県下で 3 万 5000 戸、災害ごみの発生についても東日本大震災で実際に発生した量の 11 倍で、四国が中部・近畿・九州に比べて最多となると新聞で報道されております。

そのようなことを背景に土庄町としては、町民の生命と財産を守るために、土庄町民間住宅耐震対策支援事業および民間住宅耐震化リフォーム事業を実施しております。また、経済の面でおっしゃられておりましたが、土庄町の現在の経済の状況は、コロナ禍により臨時給付金を受けている事業者が 500 社以上あり、セーフティネット補償機器関連保証に認定されている事業者が 200 件以上あり、入湯税はコロナ禍前に比べて 3 分の 1、企業の水道収入については、前年度も 4000 万円の減収、また、今年度も 3 月までに 4000 万円との減収予定であります。セーフティネット補償は売り上げが激減し、事業運営に要する資金の融資を受けるために認定申請されていると思います。借り入れ措置期間 3 年間を活用されているのであれば来年より、返済が発生するため、経済はますます疲弊していくことが予想されます。

コロナ禍により事業の縮小、また、廃業に追い込まれないような対策を考え、また、コロナに感染し亡くなる方というよりも、今後はコロナによって事業を

廃業に追い込まれ、命の危険を伴う事業者が増えてきます。そのようなところで、さらなる経済の活性化に向けて土庄町全体の経済状況を見渡し、現時点でコロナ禍前の経済の状況を取り戻すことを考え、有効性のある経済政策に取り組んでまいります。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

あの、いろいろ長く、要するにね、じゃあ聞きます、具体的に。小豆島町でね、私が言っているリフォーム助成をやったときにはね、最初の予算に対して、ちょっとごめんなさい、具体的な数字がみえないんですけど、工事の総工事費用、町が支出して、総工費、起こった工事費用ってのが1億1900万円の仕事ができたんですよ。これは、投資に対しての総工事費ってのは、経済効果で表すと9.15倍、一番最初に塩田町長がやったとき。それにね、小豆島町は10倍近い経済効果が出たということで、そのあとすぐに3000万円の補正予算組んでるんですよ。ほんならね、どうなったかという、経済効果っていうのは3億円以上の経済効果がでたんです。それと比べたときに、今、土庄町がやろうとしている予算、耐震化とセットにしている予算見るとね、60万円なんですよ。これ6件を見込んでいますかね、課長。60万円は6件でしたね。6件で60万円の投資になった場合に、果たしていくら総工事費になるか。で、経済効果何倍になるか、これ2つ単純に比較しただけでも何十倍ですよ、これ。僕、今、経済効果の話しましたが、経済の話しましたが、いろんなことおっしゃったんですけど、今のやり方やったら、経済活性化率っていうのは微々たるもんなんですよ。でも小豆島町もやってるように単独リフォーム助成やったら何十倍にもなるんですよ。だから、コロナの中で仕事なくて困ってる人たち、耐震も含めてリフォームしようかなって思ってる人たちの気持ちを喚起することになるんですよ。そこを私、言ってるんです。

ほんなら、具体的な数字出していってもらったと思うんですけど、6件で60万円、この投資に対して、小豆島町で起こる事業総工費いくらになりますか、課長。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

先ほどの質問にお答えいたします。

先ほどの小豆島町の10倍という話であれば60万円であれば600万円になるかと思います。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

単純にね、10 倍比較したとしても、単純にしたとしてもわずか 600 万円なんですよ。私が言うてるの 1 億 1900 万円なんですよ、総工事費が。これだけやっぱり疲弊しているときに、どっちが経済効果あるかって考えたら、もう、明らかです、これは。なんで、ぜひね、すぐにはできなくてもいいと思う。研究してもらえたらいいと思いますけど、検討していただきたいと思います。

はじめから、やりませんじゃなくて、知りません、勉強もしませんじゃなくて、調べてほしい。せつかく、若い新町長になったんですから、研究していただきたいというふうに思います。

やるかやらないかを今日答えてくださいというのは無理な話なんで、今後、注視して町長の判断みていきたいと思いますが、一つ言うと、これは、土庄町の建設労働組合からも要望出てますんで、現場の人たちの声を聞いて、調べていただけたらと思いますので、ぜひ、早く実施していただきますようお願い申し上げます、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋正博君）

これにて、一般質問を終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩といたします。再開を 14 時 15 分とさせていただきます。

休 憩 午後 2 時 10 分

再 開 午後 2 時 15 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）
再開いたします。

討論、採決（議案第 9 号～議案第 31 号）

○議長（高橋正博君）
日程第 3、議案第 18 号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）

○議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 18 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）
日程第 4、議案第 19 号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）

○議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 19 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 20 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 6、議案第 21 号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 21 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 7、議案第 22 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 8、議案第 23 号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 23 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 9、議案第 24 号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 10、議案第 25 号 土庄町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 11、議案第 26 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 26 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 12、議案第 27 号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 13、議案第 28 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 14、議案第 29 号 新たに生じた土地の確認について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 15、議案第 30 号 字の区域の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 16、議案第 31 号 財産の処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 31 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 17、議案第 9 号 令和 4 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

一般会計第9号令和4年度当初予算についての反対討論をします。

おおむねは賛成ですが、次の6つの点で反対します。

1つ目、現在、個人情報漏洩時の対応策などが十分に確立されていないため、マイナンバー制度に関わる予算に反対します。

2つ目、敬老事業で、昨年、前町長時に実施された敬老会補助金の大幅増額は前町長の資質から「選挙対策」と思われ、不適切であると考えます。敬老事業も大切ですが、高齢者に対しては交通手段の確保など、もっと切実な事業に予算を振り替えてほしいと考えます。

3つ目、町長は施政方針で図書館の充実を訴えていますが、図書費用は昨年度より減額しています。図書類の充実を目指すためにも図書の購入費の減額に反対します。

4つ目、土庄町景観審議会、総合戦略会議、各課にわたりさまざまな審議会が設立され、町の予算が審議委員の報酬に充てられていますが、現在、審議会の人員構成が重複しているのが認められ、各部の審議結果が個人意見に傾倒してしまう可能性が否めません。また、各審議会において同族者が複数名在籍している事実があり、この状況で「公正で開かれた町の推進」が実施されていると、公明正大に町民に明言できるのかが疑わしいです。そのうえ、町の最新の情報に、利害関係と思われる方も入っています。そのような理由などから、それぞれの部門の予算に反対します。町の将来に関わる審議会は、厳に公正に選考することを要望します。

5つ目、次世代産業育成モデル事業で今年度は、使える機器のメンテナンスということで、やむを得ないと考えますが、大卒ではこの事業が町にとり、何ら益をもたらさず、今後まだ数年間、職員を振り回すだけの事業であるように思え反対します。

6つ目、昨年末に決定し、国負担10割でエッセンシャルワーカーに対し、処遇改善の通知がきていると思います。

先ほどの一般質問でもさせていただきましたが、コロナ禍で通常業務に加え、消毒、掃除等負担が増え、自身の危険もある中での奮闘している保育士などに処遇改善をしないことに疑義を感じます。現場は過酷で相当疲弊しています。早急な処遇改善は必要だと思いますが、その予算を計上していないことに対し、反対します。以上です。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10 番（井上正清君）

議案第 9 号については、令和 4 年度の各事業の執行に必要不可欠、適正な予算が計上されていること、また付託を受けた委員会でも十分審査した結果、賛成多数で承認されているので賛成します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

8 番、日本共産党 福本耕太です。反対討論を行います。

まず、予算全体に対する評価でありますけれども、日本国憲法と地方自治法の理念に基づいて上程されており、必要な予算が必要なところに計上されているものと考えます。一方で、個別の予算については、廃止すべき制度の継続、そして予算に根拠がないものが多く含まれております。ですので、個別に対して反対討論を行います。

まず先ほど、鈴木議員と同様の図書費の削減については、現場の声が議会のほうに十分に伝わっておりません。図書館費の削減というのは、きちんとした議論を踏まえた上で、やるべきことでありますので、今の段階で賛成はできないということ。

もう 1 点は新たな審議会ができております。これも鈴木議員が言っておりますけれども、本来こうした問題をきちんと審議するために当局が、課長がいるわけですので、その予算の中できちんと進めていくというのが当たり前です。

それと、選考の仕方というのも一方的に町が選んだ人ということになっておりますので、これでは、住民の声を聞くという町政にはならないと考えております。

第 3 はですね、同和事業の予算に対して反対いたします。

まず、総論ですけれども、封建社会に作られた身分制度に基づく差別は本質的に解消されており、旧来の同和の概念は現在なくなっております。にも関わらず、特定団体や個人に個別給付を行っていることで、町民の間に不公正が生じ、新たな町民分断と対立の原因となっています。

今、町が行っている同和事業は、歴史的に分断された町民を別のかたちで新たに分断し、対立させるものであります。日本共産党は、速やかに同和事業を終結し、必要な福祉施策は一般化して、教育は科学的に歴史教育の中に位置付けるよう求めるものであります。

個別に反対討論を行います。

特定民間運動団体である部落解放同盟の活動資金を本部、また支部に支給している点は大きな問題であります。特定団体の活動を鉛筆 1 本まで税金で支える補助金制度は即時廃止するべきです。その他の関連団体への補助金全般に対しても合わせて反対いたします。

次に、個人に対する特別支給についても反対をいたします。具体的に、自動車免許の取得助成金や葬祭給付金の支給はやめるべきです。生活相談員の活動は、個別事業から一般事業に移行して、行政相談事業として誰でも相談できる窓口にするべきです。また、就園就学援助金は、要・準要保護に該当しない生活苦を抱えている世帯へ支給されていることですが、この制度も特定地域に限られております。しかし、生活苦を抱えているのは特定地域に住んでいる住民だけではありません。この制度自体は非常に大事な制度だと思いますので、一般化して困難を抱えている世帯、誰もが受けられる制度に拡張することが必要だと考えます。

次に、人権教育についてです。人権教育における同和教育については、部落解放同盟から講師を招くなど、きわめて偏った教育が続いています。部落問題に対する人権団体は部落解放同盟だけではありません。行政から経済的支援を受けずに、差別撤廃に努力している人々や団体もたくさんおられます。こうした活動は、学校教育や歴史学の観点から、科学的な教育手法を用いての学びを進めていくべきだと考えます。同和（部落差別）教育は部落解放同盟に丸投げするのではなくて、他の人権教育と同様に、科学的な立場によって行うよう求めます。

次に、反対討論 2 つ目ですけれども、マイナンバーカードの推進及び活用の予算に反対する反対討論を行います。

マイナンバーカードは使えば使うほど、情報がカードにたまっていく点において、行政の実務においては利便性の向上につながる一方で、同様の理由からさまざまな個人情報が入っていくことになり、情報が何らかの原因で流出した際には、住民に大損害を与えることになります。日本弁護士連合会（日弁連）もマイナンバーカードがプライバシーの侵害につながる可能性を指摘しており、2021 年 5 月 7 日、マイナンバーカード普及策の抜本的な見直しを求める意見書を政府に提出しています。

さらに、私が指摘したいのは、町行政にかかる負担と危険性についてであります。サイバー攻撃や事故など、何らかの原因で町民の財産やプライバシーが侵害された際、町は単独で責任が取れません。町長の名においても、単独で責任を取ることはできません。そして、問題なのは国の保障が今、不明であるという点です。

わが町では、三枝町長の下で、何度となく個人情報や入札情報が流出してお

り、現時点において、残念ながら情報管理にかける行政の信頼は地に落ちていきます。ましてや、多様で雑多な情報がカードにまとまり、行政がその管理をすることになるとなれば、岡野町長が言うように、個人がカードを紛失するとか、そういうことではなくて、システム管理側の問題で流出が起きたときに責任が取れません。

マイナンバーカードの導入は、システム整備において、受注企業と国会議員との間に金品のやり取りがあった事実も発覚しています。憲法 9 条改定後に徴兵制が敷かれた場合、マイナンバーが徴兵に大きな役割を果たすという問題点を指摘している大学の教授も多数おられます。日本共産党は、マイナンバー制度自体に反対する立場から、予算に反対いたします。

最後に 4 つ目、次世代型産業育成モデルの事業について、本来この事業は、全額国費事業ということで始まりました。しかし、メンテナンスなどに町費を支出しなければならない。そして、職員の負担も増えているという点では、事業自体が計画性がなく、進められてきた経緯は否定できません。

三枝町長の下で、住民の理解がない、議員も分かっていない、職員も将来像が描けないという問題点を抱えており、今回の予算の中では説明されていることについては理解は一定できますが、事業そのものに対しては反対するという立場から、この予算について反対をいたしたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでありますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 18、議案第 10 号 令和 4 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

国民健康保険税が極めて高いという声が住民から上がっております。年収の10%を超える、1割を超える保険料ということで、歳出のぶんですね、保険事業については賛成しますが、歳入の部分については、この高い国保税を前提とした会計となっておりますので、その部分について反対をします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

5 番 福本達雄君。

○5 番（福本達雄君）

国民健康保険は被保険者の方が、安心して医療を受けるための重要な制度です。国保の広域化により、県と町が共同で運営していく中で、将来にわたって制度の維持に必要な予算が適正に計上されていると思いますので、賛成します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第19、議案第11号 令和4年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 20、議案第 12 号 令和 4 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 21、議案第 13 号 令和 4 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 22、議案第 14 号 令和 4 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 23、議案第 15 号 令和 4 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

この予算についてですね、歳出のほうですね、歳出のほうについては必要な事業が行われていると思います。

ただ、歳入のほうで町民負担、介護保険料はですね、3年に1度どんどん上がっていくということで、今でも介護保険料高すぎて困るという声が町中にあふれております。年金から天引きされて、もう本当に腹が立つという声が上がっております。

介護保険料の引き上げについては、町としては反対していくべきだと思いますし、これを前提とした制度を続けていくというのは無理があります。という立場から介護保険料の引き下げを、高すぎる介護保険料を前提とした予算ということになっておりますので、反対をしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

5番 福本達雄君。

○5番（福本達雄君）

高齢化社会において、社会全体で介護を支える仕組みは不可欠であり、保険料や介護サービス利用についても、低所得者については減免や軽減措置が取られています。制度の維持に必要な予算が適正に計上されていると思うので、賛成します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第24、議案第16号 令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算に

ついて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 25、議案第 17 号 令和 4 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

後期高齢者医療保険制度は、制度として、もともとおかしい制度であります。75 歳以上を他の年齢から切り離して保険制度を作ると、高齢者ばかりを集めてですね、保険制度を作りますから当然その会計は逼迫しますので、後期高齢者医療保険料というのは、どんどん上がっていく。青天井に上がっていくという仕組みになっております。

今年 10 月から、その証拠に 75 歳以上の高齢者の医療費が全員 2 倍になります。所得 200 万円以下の人は上がらないという話をしておりますけれども、それは暫時的なものでありまして国の方針としましては、どんどん上がっていくということを認めた上で制度を作っております。こういう制度はやめるべきだという立場があります。

それと、75 歳以上を切り離した後の受けられる医療サービスがですね、どんどん低下していくということも国会できちんと議論がされないまま、低下していくことが分かっているのに、それを補正するようなことがなされないまま制度

が進んでおります。こんなことを続けていたら、日本の高齢者の保険制度は崩壊してしまう、国民皆保険制度は維持できないという立場から、私は後期高齢者医療保険制度については反対をいたします。実施している制度については、重要な制度も実施しておりますので、そこは反対をするつもりはありませんので誤解ないようによろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

5 番 福本達雄君。

○5 番（福本達雄君）

後期高齢者医療の運営主体である香川県と連携しながら、町が担うべき業務の予算が適正に計上されていると思います。

また、付託された教育民生常任委員会でも賛成多数で承認されましたので賛成します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 17 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

提案理由の説明（議案第 32 号、同意第 3 号～同意第 4 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 26、議案第 32 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 28、同意第 4 号 土庄町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

追加議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 32 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

第 1 条 繰越明許費の補正につきましては、2 ページ、ご覧ください。

2 ページ、第 1 表 繰越明許費補正に記載のありますのとおり、社会資本交付金事業（沖之島離島架橋）を追加するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

追加議案書の 3 ページをお願いいたします。

同意第 3 号 土庄町教育委員会教育長の任命についてです。

土庄町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、町教育行政の組織および運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由については、現教育長の下地芳文氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって願いにより辞職するので、令和 4 年 4 月 1 日より教育長として港育広氏を任命したく議会の同意を求めるものです。本人の略歴等については記載のとおりでございます。

続いて、議案書の 4 ページをお願いいたします。

同意第 4 号 土庄町監査委員の選任については、現監査委員の長門武文氏が令和 4 年 3 月 24 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本人の略歴等については記載のとおりでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 32 号、同意第 3 号～同意第 4 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第 32 号及び同意第 3 号から同意第 4 号の質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 32 号及び同意第 3 号から同意第 4 号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 32 号、同意第 3 号～同意第 4 号）

○議長（高橋正博君）

これより討論、採決を行います。

日程第 26、議案第 32 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 8 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 32 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 27、同意第 3 号 土庄町教育委員会教育長の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 3 号 土庄町教育委員会教育長の任命について原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 28、同意第 4 号 土庄町監査委員の選任については討論を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 4 号 土庄町監査委員の選任について原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 29、発議第 1 号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

発議第 1 号の趣旨説明を行います。

発議第 1 号「ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議」について、別紙のとおり土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出す

るものであります。

なお、内容に入る前に 1 点報告をいたします。

この決議案は、鈴木議員と大野議員と私の 3 名が提案していますが、この問題は政党会派を超えて全会一致で可決したいと考えましたので、全議員の意見を取り入れて提出いたしましたことをご報告いたします。

それでは、お手元に配布の決議文を読み上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

「ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議」

去る 2 月 24 日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア連邦はウクライナへの軍事攻撃による侵略を開始した。

このような武力による一方的な現状変更は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明確な国際法及び、国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できない。

また、ロシア連邦が核兵器の使用を示唆するような発言をしていることは、広島・長崎への原爆投下により、世界で唯一の被爆国となった我々の平和に対する想いを踏みにじる許しがたい行為である。「非核平和都市宣言」を行っている本町の議会として、強い抗議と非難の意を表明する。

土庄町議会は、ロシア連邦が直ちに戦闘を停止し、軍を完全撤退するよう強く求めるとともに、政府においては一日も早いウクライナの平和の実現に向け全世界が一致して取り組むよう、あらゆる外交手段を講じることを強く要請する。以上、決議する。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（高橋正博君）

これを持ちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

発議第 1 号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 30、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて令和４年３月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後３時００分